

## 平成28年定例第3回市議会会議録(第2日)

平成28年9月5日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥  菌	由美子	10番	瀬  口	健
2番	吉  原	政  宏	11番	川  口	正  宏
3番	徳  永	重  遠	12番	壇	康  夫
4番	末  吉	達二郎	13番	中  尾	眞智子
5番	古  賀	義  教	14番	中  島	一  博
6番	前  原	武  美	15番	坂  口	孝  文
7番	野  田	力	16番	宮  本	五  市
9番	荒  卷	隆  伸	17番	牛  嶋	利  三

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

8番	上津原	博
----	-----	---

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梅津俊朗	係長	堤和美
次長	田中裕樹	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長職務代理者	高野道生	環境衛生課長	松尾和久
教育長	長岡廣通	農林水産課長	木村勝幸
監査委員	平井常雄	商工観光課長	松尾博
総務部長	馬場洋輝	上下水道課長	木下康彦
保健福祉部長	加藤康志	学校教育課長	加藤武美
市民部長 兼市民課長	本荘安政	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	吉開照修
環境経済部長	富重巧斉	建設課長	内野逸雄
建設都市部長	松尾正春	税務課長	盛田勝徳
教育部長	大津一義	企画財政課長補佐 兼企画・地方創生係地方創生担当係長	山田利長
消防長	北嶋俊治	総務課人事係長	堤則勝
総務課長	西山俊英	地域包括支援センター係長	川口知子
企画財政課長	坂田良二	介護支援課 高齢者支援係長	鬼丸哲也
会計課長	植田英文	介護支援課 介護保険係長	松尾一幸
企画財政課 財政係長	大坪康春	教育部指導室長	藤岡育代
福祉事務所長	坂口浩二	学校教育課長補佐 兼施設係長	甲斐田裕士
子ども子育て課長	築地原良太	学校教育課 学校再編推進係長	河野成嗣

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	4	末 吉 達二郎	1. みやま市の財政状況（現時点及び今後）
2	3	徳 永 重 遠	1. 介護保険制度の改正に伴って、市はどのような取り組みをしているか
3	16	宮 本 五 市	1. 山間地対策（管理・整備）について
4	13	中 尾 眞智子	1. ホテル誘致に係る観光事業について
5	7	野 田 力	1. 編入していく本郷小学校に万全な対応を 2. 本郷小学校編入に伴い下庄小学校校舎等の将来構想を含めた整備計画並びに放課後児童クラブ施設の増改築について

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

おはようございます。これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、8番上津原博君につきましては、先日に引き続き欠席届が提出をされておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきをお願いしたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いいたします。

それでは、順次、順番に発言を許します。まず、4番末吉達二郎君、一般質問を行ってください。

#### ○4番（末吉達二郎君）（登壇）

おはようございます。議席番号4番、末吉達二郎です。今、馬場総務部長からありましたように、台風の被害がほとんどなくて、17号、19号、怖い思いしましたが、それと同じようなコースだったから心配しとったんですけど、みやま市にとっては大変よかったことと思います。

質問に入ります前に、みやま市は高田町、山川町、瀬高町が合併して10年の節目となります。市におきましても、市制10周年を記念したセレモニー等がされております。市制発足当初よりトップとして市発展のため市政運営をされた西原市長、高野副市長に厚くお礼申し上げます。

西原市長においては、頸椎の術後回復のためリハビリをされていると聞いています。市長と議場で緊張関係を持った議論をしたいと思っていますので、リハビリに専念し、元気な姿で早期に登庁されることを祈念しております。多分、テレビを見てあるかと思います。頑張ってください。

合併の話に戻りますが、他市の話ですが、合併で数町の職員が一緒になった場合、同一の目的意識を持つ集団が形成されるのは約10年程度の時間を要すると私聞いております。みやま市の職員の方は、私が議員として1年間おつき合いをさせていただいて感じたことは、みやま市をいかに発展、繁栄させるかでの共通認識を持ち、ほとんどの方が職務に邁進されていることでした。今後ともよろしく願います。

さて、今回の一般質問は財政状況についてです。

家庭、企業においてでも、現在の懐ぐあい、つまり収支状況、現在の分析ですね、また、家庭では今後予想される毎月の収入、子供への教育費等の出費、マイホームの建築、老後資金の貯蓄計画等、企業においては設備投資計画及び資金計画等の多面的検証が行われ、家庭及び企業は将来に備えています。

みやま市においても同様な検証は行われていると判断しますが、みやま市民は、ホームページで公開されている財政内容及び広報紙の歳入歳出の円グラフ等では難解な専門用語もあり、市の財政状況はよくわからないという声を聞きます。市が行財政出前講座を行っていることは知っていますが、平成27年度実績では1件と聞いています。関心ある住民はいるが、

活用されていないことについても課題を感じます。

通告の主題に記載しているとおり、平成28年第1回定例会で市長が行った施政方針の中に、「次世代に負担を強いることがないよう、自主財源を確保し、費用対効果を見きわめ、将来の安定的な財政基盤づくりに努めながら、積極的な事業展開を推進」との発言があります。このみやま市財政の運営は、今後の重要なポイントと判断します。具体的事項1、2、3で現時点及び今後のみやま市の財政状況等について通告していますので、わかりやすい説明でみやま市民に理解していただくよう答弁を求めます。

なお、私は平成27年第3回定例会において、議員として初めての一般質問で財政状況についての質問を行っております。念のため、そのときの答弁とそごのないように市当局の答弁を求めます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

市長職務代理者。

**○市長職務代理者（高野道生君）（登壇）**

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、末吉議員さんのみやま市の財政状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の普通会計決算状況において、財政の弾力性を示す経済収支比率、借金の負担割合を示す実質公債費比率、実質的な負債残高を示す将来負担比率が他市と比べて良好な要因についてでございます。

本市の財政指標は比較的良好に推移いたしており、これには幾つかの要因が考えられます。まず、本市では平成20年度から平成24年まで第1次行政改革を積極的に推進し、合併効果を生かした歳出削減の取り組みを行ってきた成果が挙げられます。現在、平成25年度を起点に平成29年度までの第2次行革を推進いたしているところでございますが、第1次行革の取り組み結果につきましては、職員数の削減や歳出の抑制、財源の確保など5年間の累積効果額は約1,910,000千円でございます。また、財政健全化の取り組みでは、市の貯金に当たる基金にできるだけ積み増しを行うなど、健全な財政運営に取り組んできたところでございます。

これらの取り組みの結果、他市と比較して借金の返済に当たる公債費や市債の残高が少ないことが、財政指標の良好さにつながっているものと考えております。

さらに、大規模な事業を行う際には、市の一般財源の負担を抑えるために、国、県の補助

事業の活用や市債についても交付税措置の高い市債を選択するなど、できるだけ後年度に負担を残さないよう配慮いたしております。

一方、市税などみずから収入できる財源の割合を示します自主財源比率、普通交付税の依存度を示します財政力指数につきましては、県内の他市と比べ下位に位置しております。その最大の要因は、税収の脆弱さにあると考えております。議員御指摘の生産年齢人口が少ないことによる個人市民税の少なさ、また大企業の少なさから来る法人市民税の脆弱さなどが課題となっております。

このような財政状況の中、第1次及び第2次行政改革に積極的に取り組み、経常経費の削減を行う一方で、道路、水路の整備を初め、子育て支援、学校教育環境の整備、消防・防災など必要不可欠な事業にはできるだけ積極的に投資を行ってきたところでございます。

市の当初予算編成を行う際には、要求の上限を定めるシーリングを行ったり、平成28年度当初予算編成では枠配分の予算編成を行っております。この中では、経常経費については前年度比2%の削減、維持工事などの投資的経費については前年度同額までと定めたり、ふるさと納税などの新たな歳入確保を図りながらも、歳出予算のスリム化、効率化に努めております。

次に、2点目の今後の財政展望についてでございます。

人口減少は、収入の確保など財政運営に及ぼす影響は大きなものがあります。また、本年度より始まりました普通交付税の合併算定がえの縮減による影響額は、平成28年度で約63,400千円であり、現行制度では今後4年後には約630,000千円の減少が見込まれます。

人口減少に歯どめをかける新しい取り組みや、少子・高齢化の進行によります社会保障関係経費の高まりなど、市の行財政に対する市民ニーズはますます高くなっていくことが考えられ、今後の財政運営も厳しさが増すものと考えております。

このため、効果的、効率的な行政運営を目指して、平成30年度から平成34年度までの第3次行政改革大綱の策定に向けた準備に着手をしまっている所存でございます。また、合併時に策定いたしました合併新市基本計画の5年間の延長を計画いたしております。この中には財政計画が含まれており、今後5年間の財政計画を策定することにいたしております。県との協議を行った上で、今後の議会で財政計画を含めた合併新市基本計画の変更を提案する予定でございます。引き続き、国、県の制度改正といった動向を注視しながら、中長期的な視点で財政状況を十分に勘案し、健全な財政運営を目指してまいる所存でございます。

続いて、企業版ふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

今年度から地方創生の取り組みをさらに加速化させるため、国は地方創生応援税制、すなわち企業版ふるさと納税の制度が設けられました。この制度は、地方公共団体が策定したまち・ひと・しごと創生寄付活用事業に寄付を行った法人に対し、寄付額の約6割に相当する額を法人税や法人住民税等から軽減し、地方創生事業に対する法人の寄付を促す制度でございます。この制度を受けるためには、次のような手順を経るよう定められております。

まず、地方公共団体が地方版総合戦略に基づき、まち・ひと・しごと創生寄付活用事業を企画し、企業からあらかじめ寄付の見込みをとっておく必要がございます。企業からの寄付の見込みが立ち、寄付活用の事業計画をまとめた上で、内閣府に地方再生計画として申請をいたします。そして内閣府の認定を受けることができてから、企業から寄付を募ることができるものでございます。さらにこの制度は、企業の本社が所在します地方公共団体への寄付は対象としないこととされております。

本年8月に内閣府において、企業版ふるさと納税の初めての対象事業の決定が行われました。全国で102の事業が認定され、県内では久留米市と宗像市の事業が認定されております。

本市においても、人口減少に歯どめをかけ地方創生の実現を目指す地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要がございます。そのため民間資金を活用した取り組みを推進するためには、国の制度を積極的に活用することが肝要であろうかと考えております。

この企業版ふるさと納税の取り組みは緒についたばかりで、近隣市でも具体的な検討はまだなされていない状況のようでございますが、本市でも庁内で事業の検討を始めたところでございます。今後、本市の総合戦略に位置づけられた事業で、法人からの寄付を受けることでより効果的かつ効率的に実施できる事業を検討し、必要な手順を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

どうも答弁ありがとうございました。

きょうの質問の骨子は、今まで合併後10年間、財政運営をどういうふうにしたかということが1点目、具体的事項1。具体的事項2で今後、将来の財政がどうなるかというようなことでお尋ねをしていきます。そして、最後は企業版ふるさと納税ということで。

今、副市長である、また代理者である高野副市長から御説明いただいて、アウトラインはそういうことだろうと思いますけど、具体的なことについて今からお尋ねしていきたいと思っています。

市長も1年半前かな、1年ちょっと前、みやま市は財政は悪くないですよちというようなことを選挙のときに、3候補者の、その公民館であったときにそういうことを言ってあって、私はまだ市のほうには全然携わっていなかったから、初めてあのときに聞いたわけなんですけど、いろいろ調べてみますと、確かにそうだなという点もあります。

まず、お聞きしたいんですけど、経常収支比率、これは行革とかそういうものでよくなって行って、いわゆる人件費ですね、それと扶助費、公債費とかいうことで、まずこの数値がどういうふうな形が出るか、企画財政課長お願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

坂田企画財政課長。

**○企画財政課長（坂田良二君）**

経常収支比率の御説明でございます。

これは財政の弾力性を示すための数値というふうに言われております。毎年度必ず収入されます地方税でありますとか、地方譲与税でありますとか、地方交付税でありますとか、毎年必ず収入される一般財源に対して、人件費、扶助費、公債費、毎年必ず払わないといけない経費がどれだけを示しているのかというものを示すものでございます。家計で申しますと、毎年必ず入ってきます給料に対して、必ず払わないといけない、例えば家賃でありますとか、住宅ローンでありますとか、そういった経費がどれくらい割合を占めているかということをお示しするものです。ですから、この比率が低ければ低いほど、いろんな臨時的な経費に回すお金があるということになります。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

きちんと説明していただいて、ありがとうございます。

要するに柔度が非常にあるよというのがわかる数値ですよ、財政的にですね。ということでもいいですかね、簡単に言えばですね。



その努力をするために、財源は地方税と普通交付税が分母になると思いますけど、基本的にですね、その分子として人件費、これは職員の給与が主なものと思いますけど、これ資料を出してもらったんですけど、人件費、確かに平成19年度合併から人件費は減少しております。一番減ったときは平成25年度が減っているように私は思います。それからまたちょっと上がってきているんですけど、そこには再任用というような問題もあって上がってきているんですけど、これが今後の動向というようなものもありますけど、基本的にこの再任用の問題というのが定数管理にどう反映するかとか、そういうことによって非常に今後の要因となってくるとは思いますけど、そこら辺のことは、担当は西山総務課長になりますかね、誰ですかね、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

職員の人件費の問題でございますけれども、合併をしてから、確かに当初、平成19年度は416名の職員数でありましたけれども、平成27年度には373名まで削減したわけでございます。先ほど職務代理者の答弁でありましたように、第1次行政改革の効果額のうちの約8億円は職員の人件費の削減でございます。

ところが、今御指摘のように再任用制度が制度化されまして、職員の数は減っていくわけでございますが、これから先、再任用の数がふえていく状況にあります。再任用につきましては、ことしの3月の退職者から週5日、フルタイム勤務することができるようになりました。週5日勤務される職員につきましては定数カウントをすることになっております。要は5日勤務されたら1名分ということです。ところが現状は、週3日、週4日の短時間の再任用の職員が主でございます。じゃ、それは定数としてカウントは現実的にはしておりませんし、する必要もないような形でなっております。

ところが、今後ますますふえてくる再任用職員、それと職員の人件費総体を考えた場合に、何らかの形で週3日、週4日の短時間の再任用職員につきましても定数のカウントをすべきというふうに私は考えておるところでございます。その定数のカウントにつきましては、現在検討中でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。もうまさに問題点はきちっと整理されて、今後の中で取り組んでいくということで、再任用が悪いとかそういう意味じゃなくて、国のほうの施策で65歳まで年金が出ないんですから、当然ながらそのほかの保障というものは必要だけど、それが行財政を圧迫したらいかんから、そこら辺をうまく今後検討してください。それだけです。

次に、扶助費ですね。扶助費、これも簡単に企画財政課長。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

扶助費でございますけれども、社会保障の関係経費とさせていただいて構いません。生活保護費でありますとか児童福祉に関するもの、老人福祉に関するもの、障害者福祉に関するものが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

今説明していただいたとおりで、これはやっぱり、かなりの金額になるだろうと思うんですよね。もちろんこの扶助費の中には国、県から4分の3出てくるというけど、4分の1は市町村が負担していかなければいけないものが多分にあると思います。

ちょっと資料的に、扶助費で、そこの保健医療経営大学の方が平成19年のみやま市の内容を研究されているんですけど、2009年5月11日ですが、扶助費は市財政を破綻させるかというような項目で書いてあるんですけど、中身は生活保護費、扶助費、障害者扶助費、児童措置扶助費、重度身障者、母子家庭等、この中には、みやま市だけで取り組んでいるものもあると思うんですよね。何かというと市長が物すごく力を入れている医療費、小学校からやったかな、そこをちょっと教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

扶助費の単独事業の件でございます。

本市で子育て支援の一環として、子育て世帯の経済的負担を軽減いたしますために本市独自の取り組みといたしまして、子供の医療費の対象を拡大いたしておるところでございます。従来は小学校3年生まででございましたけれども、それを今、中学校3年生まで昨年の10月から各戸に対して実質的にお子さんの医療費は無償化ということになっております。こういったものが単独事業でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

これは他市でもこういう部分をされているところはあるですか、知ってある限りで。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。（「わかるだけでいいです」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（坂田良二君）

県内で中学校3年生まで拡大しているところは、私の記憶では行橋市、それから荏田町、それから18歳まで拡大しているところが、たしかみやこ町とかだと思えます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

こういう施策はいいものだから大いにしてもらって、ただ、これまた県のほうも改正で県費の補助があるというふうに聞いております。そこは市の財政が潤う形になるから、それはいいことと思えますが、先駆けてやられたということは非常にいいことじゃないかと思っております。

要するに、この扶助費というのは非常に義務的経費で抑えようにも抑えようがないと、みやま市の場合は市単独でもやっぱり必要な施策はやってきたということで、それは当然ながら、みやま市を発展させ人口をふやすとか、定住促進ということでされているということは、もう私も十分わかっております。そういう努力を非常にされております。

ただ、今度は最後の公債費、分子になる公債費ですね。これちょっと、企画財政課長、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

市で大規模な事業を行いますときとか、世代間負担の均等を図る観点からも、市で借金を行います。その借金の毎年の償還金を公債費といいます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

今、職務代理者の答弁の中でも、公債費も余り伸びていないと、この公債費というのはどういふものかという、市が借り入れた借金の元利償還金、端的に言えば借金の返済ですよ、そこはよろしいですよ。はい。

いわゆる——私が間違うとったら指摘してください。合併後に大きなハードなもの、建物ですね、こういう物については消防署、今回桜舞館小学校というものがありますけど、当然、過疎債等を使いながら、財政の効率化を図りながらやってあるちいうことはあるんですけど、今現在、平成26年決算しか私持っていないんですけど、ここまでではそういうものの償還というのは入っていないですよ。若干入っていますかね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

借金をいたしますと、二、三年の据置期間を置きます。その期間は利子だけをお支払いすることになりますけれども、大きな事業で既に元金の償還が始まっておりますのは、山川中学校の校舎、体育館等の建設はもう既に始まっております。消防庁舎がまだ据置期間中がございます。桜舞館小学校は昨年度建設したばかりでございますので、まだ借金の返済はございません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

それで私が思うには、合併して財政状況を見きわめて、箱物というかな、いろんな事業を抑制的にやることによって財政状態が非常によくなったと、ここは施策をもってそういうふうにされたんじゃないかと私は思います。合併でよかった、いろんな過疎債が使えて、過疎債使ったって3割は負担せにゃいかんわけですよ。合併特例債も一緒やったですよ。そしけん、それは後でまた話しますが、そこで失敗した市町村もあるんですよ。それはまた言いますが、今の平成26年、多分平成27年もそう思うんですけど、この経常収支比率というのはいい形で出ると思うんですけど、質問事項2で話をしますが、私は悪くなっていくんじゃないかと、今まで大きな箱物、いろいろですね、今後バイオマスも出てきますし、あれも過疎のあれがあるんですかね、環境経済部長。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

バイオマスの施設につきましては、当然みやま市の過疎計画の中に計上しております。実際借り入れるかどうかは今後の財政との協議なんですけれども、その中で借り入れていくような計画で整備を図っているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

わざと振ったわけじゃないけんですね、驚かんでください。

そういうふうに、今後そういう箱物等——箱物と確認したらんけど、いろんな事業があるんですよ。そういうものでやっていった場合に、この経常収支比率は当然悪くなっていくという判断が出てくるとは思いますけど、企画財政課長どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

経常収支比率の推移の件で少し御説明申し上げます。

これは数値が低いほどいいということになりますけれども、合併いたしましたときは92.7%でございました。御指摘の平成26年度で84%ぐらいですから、随分好転をしてきてお

ります。今後どうなるかということでございますけれども、答弁書にありますとおり、地方交付税の合併算定がえの縮減も予定されておりますし、税収の伸びも大きく期待できないことから、決して楽な方向には向かわないだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

わかっていることを聞くなというように企画財政課長思われるかもしれんけど、きょう傍聴も大分来てあるし、テレビもあっているから、やっぱりこの経常収支比率がどんなもんかというのはなかなか一般の者はわからないんですよ。市長さんが、結構金あるばいと、何か事業するときには過疎債があるばいというようなことで、何となくイメージ的には金が物すごくあるよという——あるのは事実です、今まで努力してあるからですね。だけど今後ということを見ると、そこら辺、一議員として非常に心配するからちょっと言いました。

あと、私は通告書の中に、実質公債費比率と将来負担比率というものについても、どういふものかわかりやすく説明してくださいということで話しとったけど、私のほうから言いますと、実質公債費比率というのは地方公共団体の資金繰りの程度をあらわす指標と思っております。それと将来負担比率、これも公債に関するものと思います。だから当然ながら、公債費、全然借りていないということじゃないんですけど、元利償還金が低くて経常収支比率が低いということはここにも影響して、今現在は県下でもいいほうにあるという理解を私はするんですけど、企画財政課長どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

幾つかの要因が考えられますけれども、御指摘のとおり公債費の少なさはその要因の一つでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

あえてこういうことを質問したのは、テレビなんかでも大分見てある方あるから、そういうところで経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率とはどんなもんかと、今の財政状況をあらわす数字であって、非常にこの数値自体はみやま市はいいです。私もこれは素直に認めます。ところが今度は次、自主財源、財政力指数、もうこれは自主財源が悪いちいうことは答弁でもありましたとおり、非常に下位のほうです。財政力指数もことしまちちょっと悪くなっておると思います。

これ、財政力指数はどういうものをあらわしますかということは、1回企画財政課長に私聞いておるけど、もう1回済みません、財政力指数を簡単に説明してください。そして、現在、平成27年が出ているかと思えますけど、直近のほうで、よくなったか、悪くなったかを教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

財政力指数はちょっとわかりにくい点ございますけれども、普通交付税を算定する際の数値がその基礎となります。基準財政収入額を基準財政需要額で割った数字ということになりまして、これが1を超えますと、普通交付税、国からの仕送りなしでやっていけるという団体になります。本市では0.41でございまして、近年ずっと大体横ばいでございます。0.4前後ということになっております。福岡県内で1団体だけ1を超えておりまして、これは苅田町でございます。苅田町は各種大規模な工場がございまして、国の仕送りなしでやっていけるということで、本市は0.4でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

財政需要額、財政収入額ち言うたって、なかなか私を含めて一般的にはわかりにくいんですけど、一定の市民に対して行政サービス等、子供の数とかいろんなものを数で、この町としてはどういう費用が要るかというのが財政需要額と捉えていいですかね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

あるべき財政需要というふうに言われるものでございまして、国が進めます標準的な財政需要を、市町村が行っております標準的な財政の需要を数値であらわしたものの、本市の場合、約100億円弱ということになりますけれども、あるべき財政需要ということで、なかなか難しいんですけれども、そういう説明でよろしかろうと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

この数値についていろいろ議論するつもりはないけど、分母ちというのはあくまでもやっぱり、その当該する、標準的でもいいですけど、人口とかなんとか加味したところの部分ですよね。大まかに言えば、わかりやすく、何か補足があれば言うてください。——ないですか。

そして、分子のほうですね。分母はそのまの財政需要額分の分子が——ごめんなさい、分母の説明を今ひっくり返してしよったみたいですね。そしけん、基準財政収入額を基準財政需要額で、だから収入額、今私は収入額のほうを少し言ったような感じがするけど、この収入額というのは自主財源と、ここはどういう項目になるですか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

確認いたしますけれども、分母が基準財政需要額でございます。分子が基準財政収入額でございまして、その団体の一般的な税収を中心といたしました一般財源の額の総額でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

収入額のほうは非常にみやま市は心もとないと、こういう表現が適切かどうか知らんけど、そういうことで理解していいですよ。



○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

答弁書にありますとおり、本市の場合、税収は脆弱さがございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

これは部長に答えてもらいたいんですけれども、何かというと、今までの話をして、市にとって本当の財政力指数、財政の力、これを見る指数は部長としては、企画財政課長も後で答えてもらってもいいですけど、違うならですね、本当の力というのは、どの数値にあらわれていると思いますか。どちらでもいいですよ。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

財政の力という御指摘で……（発言する者あり）

財政の力は、いろいろ指標がございますので、それぞれ持つ意味合いが違いますけれども、御指摘……

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

まちが運営するに当たって、本当にこの指標がいいと、私が言うのもおかしいですが、荻田町なんかいろいろ相談センターあたりかなりありますよね。そういうことでの意味を私は言いよるですけどね。

○議長（牛嶋利三君）

わかりますか。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

財政力指数がいいと、国から仕送りなしでやっていけるということはもう事実でございます。これはそのとおりでございますけれども、ただ、地方交付税は地方固有の財源という考

え方がございまして、一旦国が徴収したお金を地方にお渡しするという、これは制度でございまして、その制度そのものを受けて今私どもはやっておるわけでございまして、交付税が多いから即その団体が悪いとか、力がないとかいうのは当たらないかもしれません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

ちょっとこれは断ってお話ししますが、普通交付税のことを私は言っておるんじゃないんですよね。普通交付税は所得税とか酒税とか、そういうものが全部国に吸い上げられて、地方の財政の状況に応じて自主財源として配っていくと、交付税だから、これは別の制度ですよ。私が言いたかったのは、要するにみやま市は法人が少ない、そういう中で税収が少ない、そういうことを考えれば、私は自主税収と思っておるんですよ。これが本当のみやま市の力、だからこれを力強くするために、まち・ひと・しごと創生とかいろんなことでやっていきよると思うんですよね。何かというたら、私はそこと思うとるんですよ。そういうことの気持ちがあつて言ったんですけど、総合的に考えれば、それはいろんな補助金とか何かあるから、それはわかるとるんですよ。そんなら、本当にみやま市の力ちいうのはどこであられるのかちいうたら、やっぱり税収と私は思つとるから、そういう趣旨で聞いたんですけど、この考え方は間違いでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

なかなか難しい御質問でございますけれども、御指摘の意味の市の力の一つに税収の力、自主財源が高いということは御指摘のとおりだと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

なぜここにこだわったかというのと、結局そこに力がないと、借金するにしても返済していかないかんのですよね。過疎債にしたって、事業費の90%か70%だって、やっぱり返してい

かにやいかんわけですよ。そこは何かちいうたら、それは交付税もありましょうけど、やっぱり力は私は税込と思うんですよ。そういう意味で坂田企画財政課長に言いましたので、部長も了解してください。

いろいろ言いましたけど、私は総括的に言って、今まで現在の合併後10年間の財政について、良識ある経営感覚を持って、借金と積立金のバランスをよく保って、他市に負けない財政状況をつくられたというふうに私は、それはしっかりわかります。こういうものがあるから、本会議でも言われた運営基金の1億円、臨時の収入がありましたですよ。まず財政調整基金の活用ですよ。そしけん、財政調整基金というものを、ちょっと説明してもらえんですか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

自治体はいろんな、大規模な災害等も想定されますので、年度間の財源の調整でありますとか、大規模な災害等のために備えておきます自治体の貯金のことでございます。用途は決められておりません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

平井監査委員と坂田企画財政課長が本会議で説明した財政調整基金により1億円の収益、運用益を出してあります。私、これ調べたんですけど、具体的な資料は言いませんけど、他市では20億円もの国債を運用する余裕はないみたいです。調整資金を普通会計にやりくりするために、もうその金自体ない市町村もあります。そこは運用益はもう全く出ないということなんです。財政が非常に苦しいと、みやま市はしっかり今までためてきておるから、その中で運用益で1億円出すというようなこともできておるわけです。もうまさに職員の力、当然企画財政課の一体的な力というふうに考えております。これ具体的には多分、会計課のほうで運用はされると思いますけど、そこら辺のことをちょっと説明していただけないでしょうか。担当課長は会計課かな、これは。

○議長（牛嶋利三君）

植田会計課長。

**○会計課長（植田英文君）**

それでは、お答えします。

昨今の円高や株価の下落で、金融機関の預金利息が今低下をかなりしております。それに加えて、ことしの2月16日、日銀のマイナス金利の導入によりさらに金利が下がって、超低金利の時代ということが今言われています。そのような状況の中、資金の運用につきましては、総務部長、企画財政課長、会計課長、財政係長、出納係長のメンバーにより組織する資金管理委員会において策定しました資金管理計画に基づき基金の運用を行っております。

平成27年度につきましては、長期の国債を10億円で購入しております。その中では44,929千円ほどの収益を上げております。それをもとに平成28年度計画を策定しております。国債の運用をことし、超長期30年国債を20億円とし、さらに運用利益を上げるよう計画をいたしております。ことしの6月7日に30年利付国債、年利0.3%、100円当たりの単価99.98円、額面で20億円購入しております。ことし6月23日に行われましたイギリスの国民投票でEU離脱が決定したことで、さらに円高、株安の動きが強まり、安全資産としての国債が買い進まれ国債の価値が上昇しました。証券会社等の情報等いろいろございます。それを見きわめて、6月29日に単価105円36銭で売却したことで、107,747千円の運用利益を上げることができました。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

これは本当、表彰もんと思いますよ。1億円ですね、臨時的にぼんと。担当課の方たちとかいろいろ聞くと、「いや、まぐれですよ」ちゅうて謙遜して言われるけど、まず第一はこういう資金をそういうものに充てて余裕をつくっているという財政課、市職員の方、特に財政課長、それを運用することについて証券会社とかとしっかり連絡をとって売り抜けていると。私も株はしたことありますけど、全部負けました。家内からも怒られましたけど、こちら辺やっぱり1億円出すというのは、やっぱり持っている者に金は集まるんですよ。持たないところに金は集まらないですよ。近隣の町はそういう資金はありませんち言われたんですよ。そういう意味では非常に、議長、これはすごいことなんですよ。

それで、質問の第1項については、今まで合併後10年は非常に市職員の方、財政課を中心としてうまく財政経営をやってこられたと、いろんな積立金と借金と比べても、借金の中には過疎債で返ってくるものいっぱいあります。だから、そういうことを考えれば、よく運営されてこられたということで敬意を表します。

今後のことちいうことで、質問事項2項に移りますけど、答弁にありましたとおり、生産人口というものが減少してきます。それに伴い、その他の人口減も非常に起きてきます。そういう中で、非常に心配するのは、さっき坂田企画財政課長と若干の議論に、見るところの視点で議論になっただけのことなんですけど、市税の推計はどうなるかということで、税務課長、来てありますか。今後どうなりますか、こういう政策。

**○議長（牛嶋利三君）**

盛田税務課長。

**○税務課長（盛田勝徳君）**

今、末吉議員の御質問の関係でございますが、市税の関係でいきますと、一般会計上の市税といたしましては、普通税として市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税及び目的税の入湯税がございます。平成27年度の決算の調定額といたしましては、3,664,445,959円に対しまして、収入額といたしましては3,491,369,493円でございます。

また、国保会計上の税目といたしましては国民健康保険税がございまして、平成27年度の調定額は1,163,204,171円に対しまして、収入済額は1,015,495,593円でございます。

これらの税目に関しまして、御質問の中の人口減という部分について、人口の変動に直接影響があると思われる税目につきましては、市民税、軽自動車税、たばこ税及び国民健康保険税が考えられます。仮に、御質問の中で20%の減という部分を単純的に比較いたしまして、2割減の部分を見込んでみますと、市民税といたしましてはおよそ240,000千円程度、軽自動車税といたしましては20,000千円、たばこ税で約40,000千円の、一般会計で約3億円、国民健康保険税で約10億円に対しましての2割でございますので、2億円について、生産人口が2割減ったということで仮定いたしますと、そういうふうな減収になるという形で考えられると思われま。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

#### ○4番（末吉達二郎君）

アバウトに言うと、大きな税収減が税務課長、あるということですよ。はい。

推計ですけど、一般会計のほうで3億円ということで相当な金額です。さっき普通交付税の合併関係で、あれでも相当な金額が出ておりましたですよ。将来に向かつては——今までは非常に成功してあるんですよ、そこはもう間違いなく聞き取ってください。今から先の話ですから。非常に大きなマイナス要因、億単位の、10億円単位になるかもしれない、普通交付税を含めて、そういう懸念があるということです。

それと、さっき副市長の御答弁の中で、算定がえという話でしていただきました。大変具体的な数字を言っていただいて、テレビ等を見てある皆さん方にわかるように、合併することによって普通交付税の算定で、そこら辺の期限が切れて、10年やったですかね、財政課長。10年やったかな。今後5年間でその調整がずっといくわけですよ。その影響が6億円近くあるという答弁をしていただいたわけです。ちょっとわかりにくいために説明しました。

こういう状態で、非常に収入自体がもう厳しい状況になってくると、副市長もそれは言われたとおりです。多分こういう具体的な数字ですね、税収とかそういうこと、これを統括して財政課が握って部長のところが多分そういう話が来ると。そすと、私も行政マンだったから、なかなか悪い数字ちいうのは上に言うのがタイミングを計らって言おうとか、いろいろした記憶が私の中にあります。多分、きちっとそういうことについては副市長、市長に話をされているとは思いますが、総務部長、どうでしょうか。

#### ○議長（牛嶋利三君）

馬場総務部長。

#### ○総務部長（馬場洋輝君）

まず、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、これは地方自治法にも規定されているところでございます。当然、行政といたしましては、市民の福祉向上のため一定の経費については、支出については必要であるという認識に立っております。ただし、その際は費用対効果等を十分考慮しながらやる必要があるということについては、議員御指摘のとおりだと思います。

先ほどから議員御指摘いただいております、本市においては税収等々について脆弱なところがございまして、いかに自主財源を確保していくか、これは喫緊の課題であるというふう

に私も認識いたしております。

そういう中でも、じゃ、財源的に厳しいから何もしないかというわけにもいかないわけでございます。特に人口減に歯どめをかけながら持続可能なまちづくりをやっていくというスタンスに立った場合には、積極的な施策等も打ち出していく必要があるのではないかというふうに認識をいたしております。

最終的には各種施策、事業につきましては、執行権者でございます市長の判断によるわけでございますけれども、事務方といたしましては、将来にわたる財政状況、計画等を踏まえながら、必要であるのかどうかを踏まえて、市長のほうにもお話ししながら今までもやってきておりますし、今後もそういうスタンスでやっていきたいというふうに思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

心強いお言葉、ありがとうございます。それで、最後の部分に言われた、事務方としての役割として、正確な情報、今までもされておるといふことですから、そこら辺を今後ともしっかりよろしくをお願いします。

そして、あと歳出関係で、先ほど言った扶助費、いろんな費用があると思いますが、今後将来に向かって、必ず私はふえてくると思うんですけど、加藤保健福祉部長、ちょっと時間が迫ってきていますが、簡単に、ふえてくるかどうかということ、お願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

加藤保健福祉部長。

**○保健福祉部長（加藤康志君）**

今後の扶助費がどのようになっていくかという御質問ですけれども、特に子ども・子育ての支援は重要な施策でありますので、当然それに対する費用に関しては確保する必要があると思います。また、高齢化が進んでいく中では当然増加していくというふうに考えております。そういうことで、当然、今後扶助費については増加をしていくというふうに考えております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

これは誰が見たってそうだと思います。それに対応しながらの、どういうふうに行っていくかと、きょうの国の動きを見ると、高齢者等の、まだシーリングの段階ですけど、概算要求の段階やけど、これもかなり財務省が削るというようなことで、需要に対して歳入がないからですね、そういうところも書いてありました。

次に道路橋梁、そういうものの施設補修、これについても各区長さんから話が上って、そこら辺をどうやって処理しているかと、多分に内野建設課長のところで整理しながら要求されていると思いますけど、ちょっと時間の関係もあるので、コンパクトに説明していただくとありがたいんですけど。

○議長（牛嶋利三君）

内野建設課長。

○建設課長（内野逸雄君）

お答えします。

道路改良、あるいは水路整備、維持工事とか修繕工事を除きまして、平成27年度の要望件数としては78件あります。平成27年度に工事を実施した件数としましては68件あります。単純にいけば10年間でするので100件なんですけれども、合併当時非常に要望件数が多いので、かなりの件数が現状としては積み残し工事として残っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

こっこのほう、1回お話をしているんで、違うときは違うと内野建設課長、言ってください。橋梁とかそこら辺、大きな金のかかる部分とか、こういうのも積み残しが大分あるんじゃないかと思いますが、そういうことで。

○議長（牛嶋利三君）

内野建設課長。

○建設課長（内野逸雄君）

橋梁につきましては、橋梁の長寿命化という形で国の施策として整備計画を立てております。まだ概算の概算なんですけれども、この長寿命化計画を実施するに当たって、今後総事



業費としては工事費ベースで五十数億円を必要であるという形でありますので、この分が現在も整備計画で修繕等やっておりますけれども、より以上の財源が必要になってくるだろうと推測されます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

今後金が要るちいうことが、もう明確になっております。いろんな国の事業で、補助金とか、それはもう大いにしていっていい、必要になるということです。

同じように水道、これについても、基本的には受益者負担ということで処理していかなくちゃ、それだけじゃ、べらぼうな金になると思いますけど、その点も、済みません、簡略に。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾正春君）

水道事業ですけれども、水道の給水開始から瀬高で51年、高田地区で43年ということで、水道管の寿命が大体40年ということで聞いております。今後更新する費用ですけれども、距離にして103キロ、費用で42億円程度かかるということになっております。また、浄水場の施設の更新も8億円ぐらいかかるんじゃないかということで見積もっております。水道事業は独立採算ということではなければいけませんけれども、今後かかる費用がありますので、水道料金とか、また市のほうから繰り入れとかいう方法がありますけれども、今後緊急なところ、重要なところからしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）

ちょっと急ぎ足になるけど、坂田企画財政課長と議論したために時間が、私が調整ができなかったために済みません。

要するに、財政歳出の部分は相当な金額が膨らんでくるんですよ、副市長。そいけん、そ

こら辺は何を先に優先的にやっていくかと、身近な市民がやっぱり利益を受けていく、そういうものに着目して、具体的に事務方のほうが作業をやっていくから、そういうところを受け入れて判断していくのは最終的には市長、副市長で政治判断というのもあります。それは私もわかりますけど、そこら辺をお願いしておきたいということと、それに関連して、これは大坪財政係長に私尋ねとったんですけど、公共財ですね、公共施設という言い方もあるけど、これは国から平成26年に、市としての考え方をきちっとつくりなさいよと、要するに目的があって何ということ、済みません、短い時間で答えてくれませんか。

**○議長（牛嶋利三君）**

大坪企画財政課財政係長。

**○企画財政課財政係長（大坪康春君）**

ちょっと時間もということですので、簡単に説明させていただきます。

国のほうから、おっしゃるように平成26年4月に公共施設等管理計画を今年度いっぱいにつくるということが要請されております。内容としましては、今後人口が減っていくということによって、公共施設等の利用需要の変化に合わせて、市町村の持っている公共施設の長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を行う計画をつくってくれということで要請が上がっているところであります。みやま市のほうも、それにのっとってやっているところでございます。平成28年度3月までで計画を策定する予定でございます

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

残り54秒で済みません。企業版ふるさと納税、これはみやま市にとって絶対必要なんですよ。というのは、答弁でもあったように法人税、もう最下位のほうですよ、みやま市は。これは、私は今度の第1次でみやま市は上がっておくべきやったぐらい思っておるんですよ。久留米市とか宗像市は上がっております。だけど、こっちは上がっていない。また近隣も上がっていませんというような言葉が、これは事務方が書いた内容だと思うんですけど、私は、近隣は関係ないですよ、こういうのは率先してやるべきですよというふうに思います。

最後に、ふるさと納税の個人版を、私、会議のときに言いました。今現在、平成25年度からかな、推移を教えてください。それに、最後に副市長に総括的に話してもらいたいと思

ます。時間が許せば。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

個人のふるさと納税の実績を申し上げます。

平成25年度で845千円でしたが、翌年10,760千円、その翌年21,500千円と、少しずつふえております。今年度、現時点で23,500千円程度でございます。目標50,000千円にいたしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

市政を運営する上で一番の課題といたしましては、普通交付税の合併算定がえによります減少だと思っておるところでございます。こうした中でございますので、予算の執行に当たりましては、やはり効果対成果、そして実績を検証し投資対効果をしっかりと見きわめて、総合的な判断をしていきたいと思っておるところでございます。

それから、ふるさと納税でございますけれども、一過性じゃだめだと思っておきまして、継続していけるような形で戦略を考えていく必要があろうかと思っております。企業版ふるさと納税もしっかりでございますので、そこら辺を勘案いたしまして、今後具体的に戦略を構築していきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時45分に再開をいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行ってまいります。

続きまして、3番徳永重遠君、一般質問を行ってください。

**○3番（徳永重遠君）（登壇）**

改めまして、皆さんおはようございます。議席番号3番の徳永重遠です。議長の許可を受けましたので、これより一般質問を行いたいと思います。

質問の主題は、介護保険制度の改正に伴って、市はどのような取り組みをしているかという点であります。

平成12年4月に介護保険法が施行され、この制度がスタートしました。その後、1期3年を区切りに3年ごとに介護保険制度の改正が行われ、現在は第6期目の改正に当たります。みやま市においても平成27年3月に第6期の介護保険制度についての計画策定がなされております。今、私が手元に持っておるこれです。冊子ですね。タイトルは「第6期みやま市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」というものです。これは平成27年度から平成29年度までの3年間を計画の期間としています。つまり、今が第6期目ですから、3年ごとに第7期、第8期、第9期と続いていくということになります。

今回の介護保険制度の改正は大きな転換とも言うべき内容が含まれております。大きな転換というのは、すなわち国主導から自治体主導への転換であります。つまり、地方自治体が自主的に、主体的に地域の特性を生かして取り組んでいくという、そういう事業が法律で定められたということです。この点は市民の皆さんにとっても大きな関心事であろうと思います。

そこで、次の2つの事項についてお尋ねをいたします。

第1に、地域包括ケアシステムの構築について、市としての取り組みはどうなっているか。

次に、第2に新しい介護予防・日常生活支援総合事業について、市としての取り組みはどうなっているか。

この2つについて御答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理人。

**○市長職務代理人（高野道生君）（登壇）**

徳永議員さんの介護保険制度の改正に伴って、市はどのような取り組みをしているのかの質問にお答えいたします。

まず、1点目の地域包括ケアシステムの構築について、市としての取り組みはどうなっているかでございますが、平成27年度から平成29年度を計画期間としております第6期みやま

市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画では、「笑顔があふれるまちづくり～生涯現役のまちづくりの推進」を基本理念として、この計画の全体目標を「地域包括ケアシステムの実現」と定めております。また、その達成に向けた取り組みを5つの基本目標として設定し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度、すなわち2025年度を見据えた中長期的な施策の展開を図ることといたしております。

この5つの基本目標は、1つ、生涯現役社会の実現と多様な担い手による支援体制の構築、2つ、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築、3つ、医療と介護をはじめとした地域多職種連携体制の構築、4つ目、高齢者の住まいの確保、5つ目、介護保険事業の円滑な推進でございます。

基本目標の第1、生涯現役社会の実現と多様な担い手による支援体制の構築に関する具体的な取り組みの一つといたしまして、本年7月、みやま市地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを嘱託職員として配置いたしております。高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担い、地域に不足しているサービスの創出、生活支援サービスの担い手となるボランティアの養成、元気高齢者等が活躍いたします場の確保、関係機関とのネットワーク化に取り組んでおります。

基本目標の第2、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築に関する具体的な取り組みの一つといたしまして、こちらも本年7月、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を嘱託職員として配置いたしております。認知症になっても、できる限り住みなれたよい環境で暮らし続けることができますよう、医療や介護などの生活支援ネットワークの構築と認知症施策や事業の企画調整等に取り組んでおります。

基本目標の第3、医療と介護をはじめとした地域の多職種連携体制の構築に関する具体的な取り組みの一つといたしまして、本年度、在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げることといたしております。この協議会は、医療と介護を必要とする高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、医療及び介護の関係機関が連携して、包括かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する体制の構築等を協議するものでございます。

基本目標の第4、高齢者の住まいの確保に関する具体的な取り組みの一つといたしましては、高齢者が安全に安心して住みなれた自宅でできるだけ長く生活できますよう、介護保険制度における住宅改修や高齢者住宅改造助成事業の活用によるバリアフリー化を促進しております。

基本目標の第5、介護保険事業の円滑な推進に関する具体的な取り組みの一つといたしまして、介護サービス利用者のニーズに合った適切なサービスの提供が行われるよう、地域密着型サービス事業所を対象といたしました研修会の実施や情報の提供を行ってまいります。

こうした5つの基本目標を実現いたしまして、平成37年度をめどに、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができますよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

次に、2点目の新しい介護予防・日常生活支援総合事業について、市としての取り組みはどうかでございますが、制度改正によります新しい介護予防・日常生活支援総合事業といたしまして、住民主体などの多様なサービスの充実を図り、要支援者などが選択できるサービスや支援事業を拡充し、在宅生活における安心の確保を図るとともに、住民主体などの多様なサービスの充実によるサービス単価の低廉化、高齢者の社会参加の促進、介護予防事業や自立支援に向けたケアマネジメントサービスの展開などによりまして、元気で自立した高齢者をふやし、結果として給付費の削減による費用の効率化も目指しているところでございます。

また、今回の制度改正におきましては、これまで全国一律の介護保険給付でありました要支援1、2の認定者に対する訪問介護と通所介護につきまして、地域の実情に応じた新しい介護予防・日常生活支援総合事業として実施するものでございます。これは、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して、高齢者の多様な生活支援ニーズに対応しようとするものでございます。

本市では、第6期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に示しておりますとおり、平成29年4月1日から実施する予定でございます。このため、通所型の多様なサービスのうち、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施する短期集中予防サービス相当の元気が出る学校と、体操、運動等の活動など、自主的な通いの場である住民主体による支援サービス相当の元気クラブを平成27年度からモデル事業として実施しております。なお、介護予防サポーターの養成研修受講者が、住民主体による支援サービスの担い手として元気クラブで活躍でございます。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援1、2の認定者の利用が変わりますので、モデル事業を実施し、より充実した事業となりますよう検討しているものでございます。今後は、新しい総合事業における介護予防ケアマネジメント方針や総合事業施策体系図

を策定し、事業の実施方法や基準、単価、利用者負担額を定めるなど必要な事務処理を進め、市民の皆様へのお知らせや事業所説明会、窓口体制の整備などに取り組みまして、スムーズな移行に努めてまいり所存でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

丁寧な御答弁、まことにありがとうございます。

まず、第1番目の項目、地域包括ケアシステムの構築についてですが、これは、この答弁書の中にもございましたけれども、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるという、いわゆる2025年問題ですね、これをにらんで設定されたものであらうと思います。今回の改正の中でも、この地域包括ケアシステムの構築というのが大きな柱であらうというふうに思います。

ちょっと改めてお聞きしますけれども、地域包括ケアシステムという言葉の意味ですね、定義といますかね、定義みたいなもの、これはどういうことなんでしょうかね。どなたか担当所管でもいいですが。

○議長（牛嶋利三君）

吉開介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（吉開照修君）

地域包括ケアシステムにつきまして御説明を申し上げます。

先ほど議員も御指摘の、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度の介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステム、これを地域包括システムというふうに国は定めております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

この言葉の中に「地域」という言葉がありますがけれども、地域というのはある意味多義的

な言葉でもありますけれども、ここで言う地域というのはどういう範囲を想定して地域というふうに言われておるのか、ちょっとお聞きします。

**○議長（牛嶋利三君）**

吉開介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（吉開照修君）**

この地域包括システムで定める地域につきましては、みヤマ市においてはみヤマ市全体で指す場合もありますし、あるいは中学校校区、または行政区などを指す場合もありますが、最も広い地域でもみヤマ市ということで理解しております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番徳永重遠君。

**○3番（徳永重遠君）**

この点は言葉の問題でありますので、いろいろ私も資料とか読んでみたら、この地域包括システムにおける地域というのは、おおよそ中学校区または小学校区、そこら辺をターゲットとするような制度構築になっているのではないのかなというふうに思いますけれども、そういう理解でいいですか。いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、「包括ケア」という言葉の後に「システム」という言葉がくっついている、これが今回の本当に名は体をあらわすというふうなことであろうと思いますけれども、地域包括ケアというのは今までもあったわけですよ。これをシステムとして捉えるというのは、今回の法改正、制度改正の大きな目玉であろうというふうに思います。この実現に向けて、第6期、これですね、計画書も作成されておりますけれども、ちょっと答弁書の中にもありましたけれども、こっちの第6期の計画書の中から少し引用させてお尋ねをさせていただきたいと思いますが、この第6期計画書の第4章、ページでいうと24ページになりますけれども、「地域包括ケアの実現に向けた取り組み」という部分がございます。本当に詳細に書かれておまして、ずっと読んでおりますと、本当に論点が多岐にわたって、とても1時間では話し尽くせないというような本当に大きな問題でございます。

絞り込んでお話をお聞きしたいと思いますが、答弁書の中にもありましたけれども、まず、この計画書の24ページにも書いてありますけれども、「生涯現役時代の実現と多様な担い手による支援体制の構築」というふうなことですと書かれております。これは恐らく



生活支援体制整備事業と言われております、これについての説明であらうと思えますけれども、いかがでしょうか。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）そのとおりですね、はい。

この生活支援体制整備事業というやつは、本当にこれもまた物すごく広範囲にわたっておりまして、第6期計画書の中にもその主な取り組みとして6項目上げておられます。ちょっと読み上げますけれども、1つ目、老人クラブ等の活動支援、2つ目が生涯学習の充実、3つ目、ボランティア活動の充実、4つ目、スポーツ・レクリエーション活動の促進、5つ目、介護予防ボランティアの育成・発掘、6つ目、生活支援コーディネーターの配置と、こういった主な取り組みとしてこの6項目、考えてみると、それぞれにいろんなクリアすべき課題もあって大変だなというふうに思います。

こういったやつを一つ一つ実現していくためのタイムスケジュールとかを考えてあるのかどうか。先ほど2025年をめどにするというふうにしてありましたけれども、それまでの間、今から9年後の話ですが、このタイムスケジュールという、地域包括ケアの構築については全部そうなんですよね。とりあえず生活支援体制整備事業、これについての、いつまでに何をするとか、そういうタイムスケジュールですね、そういうことは現段階で考えておられるのかどうか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

吉開介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（吉開照修君）**

ただいま議員御指摘のタイムスケジュールにつきましてですが、現在、地域包括ケアシステムの実現に向けた各種の取り組みを進めているところでございます。大きな取り組みとしましては、老人クラブ等の活動支援、生涯学習の充実などございますが、具体的なタイムスケジュールの計画、いついつまでどうということまでは今策定はしておりません。それぞれの担当が現に行っている事業を踏まえて、その実現に向けて取り組みを進めているというところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番徳永重遠君。

**○3番（徳永重遠君）**

今が第6期ですので、第7期、第8期、第9期というふうにだんだんと2025年に近づくに

つれて、これが本当にのっぴきならないような問題になると、俗に言うけつに火がついてから騒動したっちゃでけんぞというふうな状況になるかもしれませんので、早目早目に対応を考えていただきたいというふうに思います。

それから、この第6期計画書の37ページだったですかね、今そちらもお手元に持ってありますか。地域ケア会議の充実というふうなことが書かれております。これも、地域ケア会議というのは今までもあった会議、組織体であろうというふうに思いますけれども、今までと違うのは何かというと、これが法律できちっと定められたと、法定されたという点であろうと思います。ある意味、自治体に義務づけられたというようなことであろうと思いますが、これについて少し伺いしたいと思います。

ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、単なる検討会で終わっておったようなやつが、そげんじゃなかごつなつたというふうなことであろうと思います。つまり、介護制度についての政策についての進言、提言、そういうものを狙った上での会議でありたいというふうなことが法律で定められたということであると思います。これもまた今までと違ったことでありますので、単なる検討会で終わりよつたっちゃでけんぞというようなことが法律に定められたということであろうと思いますが、これについての取り組みはどうなっておりますでしょうか。現在の進捗状況、それから、これからの見通しなんかをちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

川口地域包括支援センター係長。

**○地域包括支援センター係長（川口知子君）**

先ほどの徳永議員の質問の地域ケア会議について御説明をいたします。

平成27年度までは個別でケア会議というのを実施しておりました。入院時から退院に向けて在宅でどう支えるか、あとは認知症でありましたり、虐待でありましたり、困難事例に対しての地域ケア会議を個別の課題解決として随時実施しておりました。平成28年度からそれを多職種、介護関係だけではなくて、医療でありましたり、地域の民生委員さんでありましたり、そういう方を入れて定例で今2カ月に1回会議を実施し、その中で地域の課題をまずは抽出しまして、その課題をまた介護保険の運営推進協議会でありましたり、そういう上の会議で政策決定へつなげていこうという、今年度実施を始めております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

何といたしますか、この第6期の計画策定、これができたのが平成27年3月ですよ。今からもう1年半前になります。これが1期3カ年のうちのもう半分は過ぎておるわけですよ、この第6期のやつが。この計画自体のですね、どの程度の狙いといいますか、できたのかという、これもちょっと吟味する必要はあるかと思えますけれども、3年間のうちの半分過ぎておるとですよ。先ほどもちょっと話も出ましたけれども、まだ検討段階とかちいうようなことも、これから始めますとかという話もちよこちよこ耳にするようなんですが、さっきも言いましたように、けつに火がついて騒動したっちゃでけんというふうなこともありますんで、これはもうなるべく早目に早目に取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

ちょっと余談になりますけれども、何で私がこんか質問ばしたかといいますと、ある意味ちょっとハッパをかけたいなというふうに思ったこともあります。2025年問題まであと9年ありますけれども、この9年を、まだ9年あるけんよかやっかと思うのか、もうあと9年しかなかけん頑張らんとでけんぞと思うのか、大きな差ですよ。団塊の世代の人たちが75歳になる2025年まで、そのときまでにはほんなこつ何とかせんとでけんですよ。8年目になってから騒動したっちゃ、それこそ1年で何ができるかというようなことになりますので、ずっと順送り順送り、逆転のサイクルで考えてみると、何ばせやん、あればせやん、いろいろ出てくると思いますよ。そのためにこそ、この第6期計画、第7期計画というのもあると思いますので、その点はぜひぜひ心して取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょっと横道にそれましたけれども、もう1つ、同じくこの第6期計画の37ページに「地域包括支援センターの機能強化」というのがまた織り込んであります。うたわれております。地域包括支援センターというのは、この計画書の中にもありますけれども、この制度の中核的な役割を担うべき組織であるというふうに書かれておりますけれども、この地域包括支援センター、これについての取り組みはどうなっておるんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

吉開介護支援課長兼地域包括支援センター長。

○介護支援課長兼地域包括支援センター長（吉開照修君）

議員御指摘のとおり、地域包括支援センターにつきましては、介護、あるいは在宅生活の支援のための中核的な組織でございます。これにつきましても、順次、今、機能強化を図っているところでございます。具体的には、職務代理者の答弁にもありましたとおり、生活支援コーディネーター、あるいは認知症地域生活推進員の配置なども行いながら、その機能強化を図っているところではございます。この2025年度までの機能強化については、また順次取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番徳永重遠君。

**○3番（徳永重遠君）**

要望ですけれども、この第6期計画書にうたってある項目を着実に実行して、決して絵に描いた餅というふうにならんごつ、ぜひこれは要望しておきたいと思います。

今度の介護保険制度の改正は、さっきも言いましたように、本当に大転換になるようなことがいっぱい含まれておりますので、戸惑う面も多々あるかと思いますが、これはもう気合いを入れて頑張っていただきたいというふうに思います。

では、次に第2の項目ですが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業についてですけれども、これもみやま市の第6期計画書の中にあります。42ページ以降になりますけれども、本当に詳しく書いてあります。答弁書の中にもありましたけれども、いわゆる新しい総合事業という事業ですね、これは平成29年4月1日から事業開始の予定であると。平成29年度から、4月1日からスタートするというふうに書いてありますけれども、今ありましたけど、答弁書の中にも今準備が着々と進んでおるといようなことが書いてありました。平成29年4月というと、あと7カ月ほどですよ。これもまた具体的にいつ何ばする、こればする、あればするといふのがあると思いますけれども、本当に事業開始、4月1日からオーケーですか。間に合いますか。ぜひこれは念のため確認をいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

吉開介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（吉開照修君）**

議員御指摘の新しい総合事業を平成29年4月にスタートできるかということでございますが、それに向けて取り組みを進めております。

具体的には、今現在、どういった総合事業の進め方をするのか、内部で検討を進めております。その検討した内容について、10月をめどに市内の介護事業を行っていただく皆様方、事業所の皆様方と意見交換会をしながら、その中でいろんな御意見をいただきながら、新しい総合事業に向けた、こちらからの基本的な考え方をお示しし、その上で事業所様との意見交換を経て、新しい総合事業の進め方をまた再度検討してまいります。その検討をした上で、平成29年、年明けできるだけ早い時期に改めて事業所説明会を行って市の考え方を示したい。事業の内容なり、あるいはサービスの単価などについてお示しをしたい、考え方をお示ししたい、それを経て平成29年4月のスタートにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番徳永重遠君。

**○3番（徳永重遠君）**

ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

この第6期の計画書の中に、44ページになりますけれども、従来の制度から新しい制度へ移行すべき項目というのが列挙してありますね。数えてみたら全部で16項目もあるんですよ。44ページですよ。そちらも今手元に見てありますか。たくさんありますよね。一つ一つ言うのもなんですが、これは16項目ですよ。進捗状況云々かんぬんちょっとお伺いしたいんですけど、ちょっと重要な点だけ、どこら辺まで進んでおるのかですね。予防給付、訪問介護、通所介護以外、予防給付の訪問介護、通所介護の部分、それから、2次予防事業、一般介護予防事業、サービス単価の設定、利用者負担額の設定、協議体の設置、ずっと読み上げてみるといろいろあるわけで、さぞ大変だろうなというふうなことを私は思うわけですが、これが平成29年4月1日からせやんとなると、本当に夜も寝らんなせやんごたるような状況になるのかもしれないなというふうに思うわけで、こういったやつの中のちょっと重要な点だけでもいいですから、進捗状況を教えていただきたいと思えます。

**○議長（牛嶋利三君）**

吉開介護支援課長兼地域包括支援センター長。

**○介護支援課長兼地域包括支援センター長（吉開照修君）**

議員お話しの第6期計画の44ページに介護予防・日常生活支援総合事業への移行イメージという図を示しております。そちらに16項目の重要な内容がどういったスケジュールで取り

組むべきなのかということで記しておるわけなんですけれども、その中で、今現時点での状況を御報告いたします。

具体的に、2次予防事業、あるいは1次介護予防事業というものを取り組んでおります。2次予防事業として元気が出る学校、こちらにつきましてはげんきかん、それから、市立図書館で実施をしております、平成28年7月末現在では2カ所の実施、それから、1次介護予防事業の実施といたしまして元気クラブの実施をしております。また、担い手の育成といたしまして、介護予防サポーターの育成・登録をしております。平成27年度の活動回数が延べ85回ということで、しっかりと活動もしていただいております。

この16項目の中の中ほどにサービス提供基準の設定、サービス単価の設定、利用者負担額の設定、これにつきましては、先ほどお話ししましたように、10月に意見交換会を実施し、平成29年、年明けできるだけ早い時期に、それを市として考えをまとめて事業主の皆様にお示ししたいということで考えております。

それから、中ほど下には生活支援コーディネーターの配置、これはもう既に7月に行っております。また協議体の設置、これにつきましても、ことし、残り12月までのうちのできるだけ早い時期に協議体を設置したい。それから、地域資源の把握、地域でのネットワークの構築につきましては、その下の生活支援コーディネーターを配置して、今現在、取り組みを進めているところでございます。担い手の育成、市民への啓発、現行予防給付利用者への通知、こうしたものにつきましては、現に取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番徳永重遠君。

○3番（徳永重遠君）

はい、ありがとうございます。

これに関連してちょっと私、パンフレットを持っているんですが、これは「みやま市の在宅医療等介護一覧」というパンフレットです。この中には、みやま市のいろんな事業所が一覧表でまとめられております。ちょっとピックアップして言いますと、訪問介護の事業所が9カ所みやま市内に、それから、通所介護の事業所が27カ所ありますね。今回の制度改正については、みやま市にあるこういった事業所の皆さんは非常に大きな関心を持って注目しておられるというふうに思いますし、我々市民もこれについては大きな関心事であろうという

ふうに思います。それゆえにこそ、この新しい総合事業のスタートに当たっては、万事滞りなく御配慮いただきますように要望しておきたいというふうに思います。

当初申しましたように、今回の改正は、国主導だったものが部分的に自治体主導に転換していくという、つまり全国一律だったサービスが自治体の特性を生かしたサービスに変わっていくという、これが大きな特徴であろうというふうに思います。時代の転換期でありますので、これについてはいろんな課題も多いと思います。しかし、逆にこれをチャンスと考えて、みやま市ならではのサービス、それから、他の自治体には決して負けないようなサービス、そういうものを提供できるように関係所管の努力を期待しております。

加藤部長、最後に。

**○議長（牛嶋利三君）**

加藤保健福祉部長。

**○保健福祉部長（加藤康志君）**

議員の御指摘どおり、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題というのは大きな課題でございます。これにつきましては、当然それを介護する人材も不足するという状況が考えられます。そういう中では、現在、モデル事業として取り組んでおります元気が出る学校、あるいは元気クラブ等を実施しながら、逆に言うと、元気な高齢者をふやして、その元気な高齢者が介護をしていただくと、そういうふうな体制づくりが必要かなというふうに思っております。

そういうことで、地域包括ケアシステムというのは、自分たち行政の力だけではどうしても体制づくりは厳しいものがございます。地域の方の御協力なり御支援なり、あるいは元気な高齢者の支援とか、そういうのが必要になってきますので、中期的には2025年、あと9年ということでちょっと急ぐ必要があるというような御指摘もいただきました。当然そういうモデル事業をしながら、人材の発掘、育成等をしながら、介護のそういう体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番徳永重遠君。

**○3番（徳永重遠君）**

はい、ありがとうございます。

今、部長の言葉の中にもありましたけれども、連携という言葉がキーワードになろうかなというふうに思っております。関係各団体と連携を十分密にとって、この制度がうまく運用できますように、関係部署、関係所管の努力を期待して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

時間の関係もごございますけれども、3番徳永議員の質問が予想以上にちょっと早く済みましたから、引き続いて宮本議員の通告に沿った質問を展開いたしますが、休憩はもう入れませんので、特にトイレとか御希望の方は、もうそのまま行っていただいて用を足していただいて結構でございます。

それでは、続きまして16番宮本五市君、一般質問を行ってください。

**○16番（宮本五市君）（登壇）**

皆さんおはようございます。16番議員、宮本五市です。議長の許可をいただき、通告しておりました山間地における農道の管理と整備についてお尋ねいたします。

市におきましては、農業は市の基幹産業として位置づけられております。その振興のため、南筑後農協のミカン及びナスの集出荷施設の近代化更新に対する補助金交付など農家の所得向上に取り組まれ、関係者の方々が大変喜んでおられることを私も耳にしております。また、そのほかいろいろな農業振興施策を講じられておることに感謝しているところであります。

今回の一般質問は、昨年6月議会におきまして質問をさせていただきました。そのときの市長からの最終答弁は、山間地の農業を見直して、農道、いわゆる市が管理する農道については市が責任を持って整備しなければいけないのではと思っているということです。建設都市部、あるいは農林水産課と十分に協議して、質問に沿うような形で検討してまいりたいということでありました。昨年6月より既に1年が過ぎました。十分に検討された内容と結果をお尋ねいたします。

今、農業を取り巻く情勢は、就業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加により、生産数量の伸び悩み、農業所得の低迷など大変厳しい状況となっております。加えて、TPPなどグローバル化の波が押し寄せてきています。こういう状況においても農家の皆さんは必死に汗をかき、よりよい生活を目指して頑張っておられます。中山間地区では生産されるミカンの集出荷近代化施設への更新事業のさらなる効果を上げるための一体化対策として、生産土地の道路条件の整備と改善の充実はできないかという思いであります。その地域では共



同して道路、水路などの保全に努められ、農村の生活環境の維持向上及び災害防止に大きな役割を果たされていることは、市長を初め関係者の皆さんも十分御承知のとおりと思います。

しかしながら、高齢化が急速に進む中、特に中山間地においては毎年毎年樹園地道路の荒廃が進むのは目に見えております。樹木が覆いかぶさり通行に支障を来しているところが多々あります。当然、山や畑の所有者が樹木の伐採をすべきものと思いますが、高齢のために自分でできない方が多数おられます。今は中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策により、行政区、地域の人たちなどが協力され一生懸命保全に努められております。また、市からの生コンなどの資材供給、機械借り上げ等を実施されております。しかし、これらの対策では不十分な面もあると思われ、大木の伐採処理等は大変苦慮されております。軽自動車がぎりぎりの道路幅員のため離合などに困り、安全な通行に支障を来しているところが多くあります。

以上、申し上げました樹木の伐採や道路拡張について、農村環境の維持と改善による地域活性化と農業振興のため、現状の施策を一步、二歩進めて、地域がともに生きる力を推進する対策を講じていただきたく、市長の答弁をお願いします。

以下の質問は、自席からの質問とさせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者。

**○市長職務代理者（高野道生君）（登壇）**

宮本議員さんの山間地対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の農道沿線の樹木伐採についてでございますが、車両の通行に支障がある樹木の伐採については、集落道も含めまして、個人所有であれば原則管理者で対応をお願いしているところでございます。しかし、個人、地元での対応が難しい箇所につきましては、現場状況を確認し、管理者の了解を得て、必要最小限となりますが、機械借り上げ等により対応をいたしております。山間部の市道につきましては、利用者が限定されますので、できるだけ地元での対応をお願いしているのが現状であり、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の農道の拡幅整備についてでございますが、農業の活性化の観点から整備は必要であると考えております。高田地区の農道整備につきましては、近年、実施できておりませんが、上楠田地区を除き、主にミカンの増産を目的に、県の補助事業によって昭和40年、50年代を中心に整備されたものでございます。

また、合併以降、山間部の樹園地内の道路整備については、農村振興総合整備事業により山川地区で3本を整備しております。作業の効率化を図り、また、後継者を育成していくためにも道路整備は必要であると認識いたしております。地元の要望に応えるためにも、採択基準はありますが、県事業を活用し進めてまいりたいと考えております。県の補助事業は、事業目的により建設課、農林水産課を窓口に幾つかのメニューがありますので、要望箇所があれば担当課との打ち合わせをお願いしたいと思います。

また、離合所設置等の部分的な整備につきましては、地元の協力を得ながら機械借り上げと材料支給で対応したいと考えております。道路補修につきましても、部分的な拡幅と同様に、基本的には機械借り上げや資材支給により、関係者で対応していただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、山間部の道路管理につきましては地元関係者の皆さんの協力が不可欠でございます。これからも御理解いただきながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

16番宮本五市君。

**○16番（宮本五市君）**

私が今回またしたのは、高田地区だけじゃなし、山川、瀬高も含めたちいうことでお聞きしていただきたいと思います。

最初伐採のほうからいきますけれども、今、答弁書をいただいて、本来は地元地権者がするのがあるというふうな内容でございます。管理者がするのがと。しかし、この管理者がもう年にとってなかなか切りきらっしゃらんわけです。そして、もう誰でん知ってあろうが、農地、樹園地ですたい、ミカン園とかはもう結構やめてある方が多いわけです。そうすると、その園地まで行くためには道路の両サイドを伐採とか、それはもう並大抵な量ではありません。各地域でも年に1回か2回ぐらい村道つくるちいうてありよるわけです。しかし、それでも追いつかんのです。それが草刈り機で刈っていく高さまでは大体切っていただくけど、もう何十年たっておるけん、上にはトンネルやなけれども、覆いかぶさったような状況が見えるわけです。そして木が年々太うなっていくでしょうが。そいけん、その片づけが大変だろうちいうわけです。

そいけん、個人的にちいいますと、私たちも経験しますけれども、個人的におたくの木、あそこはちょっと危ないけん切ってくれんですかち言うと、そこの家の答えが、なら、あそこもやっかん、あそこは言うたかんとか、ちょっとしたトラブル的な問題が起きるわけです。自分の土地やいけんちて、土地の主張はするわけです。しかし、やっぱり管理ちいうとがもうほとんどが高齢化で、実際、若い人がしょっちゅうとか、その地区によってはもう何人です。それじゃ道路の両脇の伐採ちは非常に厳しいと。しかし、今までもやってきたけれども、区長さんの一生懸命される方は、区で何人か集めて、チェーンソーとか軽自動車をもって危ないちいうところはしてもらいよるわけです。しかし、区長さんも大変なわけです。人数集めで、ただで来てくだはれちは特別は言われんところがあるわけです。そいけん、私ども地元としては農地・水とか中山間地でいろいろ資金はありますけれども、なかなかそれじゃ足らんちいうのが現状です。せめてそんなとき出らっしゃった人の日当とかぐらいは出していただくならとか、地区によってはそげん裕福な地区はないわけです。そいけん、今までと違って、何か一步進んだ考えをまたやっていただけんかということでございます。

そいけん、私も時間はありますけれども、何か補助事業とか担当部署でいろいろ考えたことがあるならちょっとお尋ねしたいと思いますので、農林水産課のほうで伐採とか何か、それに関連して補助事業か何かありましたらちょっと知らせてください。

**○議長（牛嶋利三君）**

木村農林水産課長。

**○農林水産課長（木村勝幸君）**

宮本議員の御質問でございます。農道の維持管理につきましては、議員さんのほうからおっしゃられた、以前は農地・水保全管理支払交付金という名前で呼んでおりましたが、多面的機能支払交付金、あるいは中山間地域等直接支払交付金、こういったものを既に活用されているというふうなお話でございましたが、こういったものの活用という形で考えております。集落等の事業計画、あるいは協定等で位置づけられた農地に付随する農道でありましたら、その維持管理というのはこの活動の交付対象ということになっておりますので、御質問の箇所がこれらの制度を何とか活用できるような場所であれば、ぜひそういった方向での活用をお願いできたらなというふうに思っているところです。

それからもう1つ、農道の整備という点でございますけれども、先ほど答弁にもありました、県事業の農村振興総合整備事業というのがございますが、より負担金の面では有利な事

業も中山間地域総合整備事業という形でございます。これにつきましては、農業生産上不利な条件の中山間地の総合的な基盤整備事業ということでの県事業でございます。例えば山林を農地に造成したり、農道を整備したり、この事業の中でもすることが可能となっております。園地の団地化、あるいは集落環境を整備することで生産性が高まる、山間地版の圃場整備事業というふうなものでございます。

ただ、採択には受益地の面積とか、林野率とか、あるいは生産農家の戸数とか、そういった要件を満たす必要がございますし、場合によっては地元負担が発生するといったこともあります。こういった事業に取り組むには、やはり地元の合意形成が必要不可欠かなというふうに思っているところです。

いずれにしても、先ほど御答弁にありましたとおり、具体的な要望箇所等があれば、建設課と打ち合わせをしながら対応させていただきたいなというふうに考えております。

それから、もう1つ御質問のところですが、個人有の荒廃園地内の樹木が生い茂って農道にかぶさってきているというふうなことだろうと理解をしておりますが、こうした荒廃園地を減らすという取り組みも一方ではこういった課題を解決することにつながるかなというふうに思っているところです。耕作放棄地については農業委員会のほうで現地調査等をされておりますけれども、農林水産課としまして、議員御指摘されたとおり、農業振興という立場でこういった荒廃農地を減らす取り組みとして、昨年度普及センターとJAと一緒にしまして、全ての園地を調査させてもらって、園地の現状を地図に落とし込んだ園地マップというのを作成いたしました。現在、これをもとに園地の貸し借り等ができるような取り組みをJAを中心に取り組んできております。こうした園地の流動化を推進することで園地が担い手の方に集約されて規模拡大が図られると。そういった中で生産向上、あるいは適切な農地、園地の管理がなされるというふうなことで課題解決につながるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

建設課とちょっと重複するかもわかりませんが、私が去年お尋ねしたときは、こういう補助事業は合併してから一本もなかったと言ったら、今回は3カ所山川地区でしていた

だいたち。私は一步前進やろうと思っております。

しかし、例えば今、農業振興総合整備事業とか、こういう事業があるちいうとを地域の関係者がよく知らないわけです。私もこういうのがあるちは、ここ二、三日うち聞いたわけでございますけれども、やっぱりこういうのがあるちいうことを例えば区長会とか広報でか何かで知らせていただくと、関係者の方が話し合っても区にお願いして、また協議してこられることもあろうと思います。何かの方法で、こういう方法があるちいうことをお知らせしていただくなれば助かると思います。

それと、農道拡幅を山川でやっていただいたちいうことでございます。なぜかちいうと、やっぱり園地に適した地域があるわけです。そして結構やめてある方があるけん、道路を拡幅すると、そこに新しく園地をつくって個人的にもされる方がおられるわけです。そいけん私は、例えば、選果場もせっかくつくっていただいたけれども、品物が寄ってこんならでけんわけです。そいけん、今までミカンとかなんとかなん年々減少してきておるわけです。立派な選果場もつくっていただいたら、そこさん品物を多く出していただくようにするためには、そういう思い切った道路整備ちいうとも必要だろろうと思いますので、どうかそこんにきをよろしくお願いいたします。

それと、機械借り上げとかがありますけれども、ああいうのは運転手さんと機械と、ダンプが要るならダンプとか、そうすると、区でそれを借りると、最低でも区の四役さんはその工事をする間、現場に大抵おらっしゃるわけです。そうすると、何日でんかかると個人的にも迷惑をかけるちいうこつもあるけん、私はそういう面においてでも何かの手助けをしていただけないだろろうかちいう気持ちで、ちょっときょうはお尋ねしよるわけでございます。本当、頑張っている地域ちは結構あるわけです。それけん、やっぱりそこんにきに対しては市も思い切って応援をしていただきたいと思うわけでございます。

ちょっと建設課長もよかったら、補助事業とかそういう取り組みのことで何かあったらお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

内野建設課長。

○建設課長（内野逸雄君）

宮本議員さんの山間地域の管理について、あるいは部分的な改良についてということで御質問ですけれども、まず、樹木の伐採についてですけれども、副市長答弁ありましたように、

原則としては管理者で対応していただくというとは、まず原則としてはございます。ただ、中山間地の実態というか、そういうやつは十分認識をしておりますので、必要な部分に対しては当然機械借り上げを出して市のほうでも対応していくというやつはやっていきたいと思っています。

ただ、どうしても地元の役員さんなりそういう方は、どこまで伐採してよろしいかとか、そういうやつは当然必要になってきますので、やはり地元の役員さん等は出ていただくと。ただ、できるだけ地元で作業負担がかからないような対応は現場状況に応じてできるのかなとは考えております。そういうことで伐採についての御理解をお願いしたいと思います。

それから、部分的な拡幅ということでもありますけれども、みやま市の市道としましては、総延長認定しておるのが約1,000キロございます。その中で、基本的に道路工事、維持修繕も含めまして、工事に関しては当然市のほうで対応すべきものと考えております。幹線道路を除きまして、維持管理、特に除草とか、そういう部分に対しては地元のボランティアというか、道路愛護等をいっぱいしていただいて、そういう中で、地元の協力を得て道路行政が成り立っている部分もあろうかと思っています。その分に関しては非常に感謝しているわけでございます。部分的な拡幅については、先ほども申しましたように、機械借り上げ等で対応したい。必要なケースとしては工事も必要かもしれませんが、基本的な考えとしては機械借り上げ等で、個人さんのどこまで部分的に離合所をつくりたいとか、そういうやつがあるとすれば、機械を出して、あるいは必要に応じては普通作業員さんも手出しして、先ほど申しましたように、地元の作業軽減という形のやつはあろうかと思っていますけれども、原則そういう形で対応できたらと思っています。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

昨年よりかなり進んだ発言というふう聞いておりますけれども、何さま予算がないのかなんとか、そういうことが非常に区長さんから話を聞くと、予算のなかけんとか言われることが返ってくるということでございますけれども、こういうふうな補助事業とか、今、建設課長も言ったように、地元でできるのは実際しておるわけです。そいけん、ほんなごてでけんときはやっぱり市にお願いしてお伺いを立ててやっていくという、これは地元の人た

ちも理解はしてありますので、そこんにきの折り合いを上手につけて、少しでも地元農業者の意見も聞かれるようお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、副市長も山間地の友達もいろいろおって、山のほうはちょっと詳しくうけん、何かありましたらお答えいただきたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者。

**○市長職務代理者（高野道生君）**

私の考えをちょっと述べさせていただきたいと思います。

今回の宮本議員の御質問は2回目の質問だと思っております。このときの1回目の質問について、市長の答弁も私は確認をしているところでございます。また、1回目の質問が終わった後に、市長は所管と一緒に現地を視察もされておりました、中山間地の市道については、やっぱり生活や農作業に支障があるのであれば、絶対これは市が責任持って対応しなきゃいけないという考えであるようでございます。

ただいま内野課長のほうからお話があったんですが、市道と認定されているところが延べ1,000キロぐらいあるわけですね。どこまでをやるのかというのが非常な問題でございまして、御承知のように、これまで公役やボランティアでやっていた。そこに対して資材や機材を提供させていただいているところでございます。

ただ、市といたしましては、危険箇所について地域住民の方に作業をお願いするというところはちょっといかなもんかなと思っているところでございます。そこら辺で、危険地域であれば市が責任を持ってやっぱり対応する必要があるかと思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

ただ、最後に今、宮本議員のほうからお話がございましたんですが、中山間地の農業を守るという観点からすれば、何かいい制度がないかということで所管の富重部長のほうにも指示をさせていただいておりますので、その進捗状況を含めて、所管の部長のほうから答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

富重環境経済部長。

**○環境経済部長（富重巧齊君）**

先ほどの宮本議員の御質問、去年の質問から我々も現場として重要な問題として考えてお

ります。

といたしますのは、やはり中山間の協定数、それから面積、これがどうしても減っているわけですね。それから、協定に参加されている人数も減ってきている。協定数自体も減ってきているし、人数も減ってきている。ということは、結局、それだけ荒廃農地がふえているというふうに認識をしております。

一方、いわゆる平地の問題ですけれども、平地の場合、今は多面的機能支払交付金のほうに名称が変わっていますが、農地・水のほうは基本的にはそんなに面積は減っておりません。ほぼ横ばいというふうに認識をしております。

といたしますのは、やはり中山間における作業環境の、平地と比べると厳しいということでこういった制度もあるわけがございますので、市としましては昨年の質問以来、いろいろ担当部局で考えておりますので、先ほど建設課長も申し上げておりましたが、それらと一体となって考えられる部分を、来年度の当初予算までには新たな制度として事業の概要をまず今検討しておりますので、来年度の当初予算にはできるだけ反映させた形で姿勢を見せたいなというふうに考えております。

ただ、副市長も今申し上げられましたとおり、市長の考えも今後どの辺まで対応しなければならないのか、あるいは一般の方とどれだけ違いを出さなければならないのかというところもございますので、それから、財政的な面も当然ありますので、内容についてはこれから精査していきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

今、部長から本当によか意見を出していただきました。本当期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、午前中の会議はこれで休憩をいたします。午後の会議は1時30分より再開をいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開



○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

一般質問を引き続き行います。通告に従いまして、13番中尾眞智子君、一般質問を行ってください。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは皆さん、午後1番の質問となりました。改めてこんにちは。よろしくお願いいたします。

ただいま議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

我がみやま市は、山あり川あり海ありの自然環境と歴史、文化など観光資源には大変恵まれたところであり、また、近隣市町村を含め、自然環境や商工業、観光と幅広く、自然や歴史、文化を全国にアピールし、そして、観光やビジネスなどの活動拠点ともなり得るみやま市だと思っております。

また、子供たちのスポーツも盛んな地域でありまして、九州一円から多くのチームが参加する大型のスポーツイベントも数多く開催されております。しかし、残念なことに、集客はあっても宿泊施設が少なく、近隣のまちや福岡市へと流れてしまい、せっかくの観光客や来訪者を逃がしてしまっているというような現状もあります。

そこで、観光事業振興の一環として、7月、長田地区、新船小屋地区へのホテル誘致が進み、宿泊施設事業者との立地協定が結ばれました。このことにより、今後の観光振興の充実と地域及びみやま市の活性化につながっていくことになると私は期待を寄せているところで

す。さて、本定例会の補正予算に計上してありました観光事業費についてと一般質問の通告をしておりましたが、新聞の報道にもありましたように提案修正がなされ、観光事業予算の上程がなくなりました。そこで、議長の許可をいただき、ホテル誘致にかかわる観光事業についての質問をさせていただきます。

平成28年1月1日より、みやま市宿泊施設の誘致に関する条例が施行され、その条例のもと、先ほども申しましたが7月、宿泊施設建設事業者との間に施設建設に関する立地協定が締結されました。

そこで、今後上程されるであろう観光事業は、宿泊施設誘致条例の奨励措置第4条の中で行われるべきではないかと思い、この件についてお尋ねをるところです。

みやま市は、ホテル誘致に限らず、これまでも企業誘致にも力を注いでまいりました。当然ながら工場立地をされる場合には、行政が行うべき上水道などのインフラ整備は行われると思います。しかし、そのほかにも企業側との立地協議に基づく附帯整備も出てくるものと想定いたします。その場合、附帯整備にかかわる事業費は、当然ながら奨励措置の中で行われるべきものだと考えております。

7月4日の例月全員協議会において、ホテル建設予定地とされている長田地区にある市有地ではホテルの駐車場としての広さが不足するため、市が隣接する土地を買い上げてホテル側に貸すということも発表されております。

今回の宿泊施設誘致に限らず、その他の企業誘致においても、誘致に関する条例の奨励措置の範囲の中で行われるものと思いますが、その範囲についてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者。

**○市長職務代理者（高野道生君）（登壇）**

お疲れさんでございます。それでは、中尾議員さんのホテル誘致に係る観光事業についての御質問にお答えいたします。

まず、宿泊施設の誘致についてでございますが、本市内にはホテルなどの一定規模の宿泊施設がなく、視察や観光、スポーツの大会、ビジネスなどで本市に来られた方は、市内にまとまった宿泊施設がないため、市外のホテルなどに宿泊されているのが現状であります。

このようなことから、本市の市勢の発展、市の活性化、地域の振興を図るためには市内に宿泊施設を誘致することが必要であることから、昨年12月に、みやま市宿泊施設の誘致に関する条例を市議会において議決いただきました。

この条例では、宿泊施設を立地した場合の固定資産税の減免や建設費等への補助金交付などの優遇措置を定めたものであります。

市では、この条例の周知を図るとともに、みやま市まち・ひと・しごと総合戦略の具体的施策にも掲げて、現在まで誘致活動を進めているところでございます。

今回、ホテルの誘致を行っておりますのは、北九州に本社があります芝浦グループホールディングス株式会社で、平成25年、高田町にメガソーラー発電所を建設されており、本市と

は縁がある企業でございます。

この企業では、長田地区の市有地の活用と鉱泉を活用した施設の検討について関心を持たれましたので、市からは、西原市長を初めとして、誘致に対する市の方針、条例など説明し、何度も協議を行ってまいりました。

この芝浦グループホールディングス株式会社は、事業内容としては、主に太陽光発電事業やホテル事業などをされており、ホテル事業につきましては福岡、大分、山口などにビジネスホテルやシティホテルを展開され、現在14棟のホテルを運営されております。

今回、対象となる長田地区は、本市の都市計画法に定めた商業地域・観光地区として指定されています。

長田鉱泉には、毎日多くの方が天然の炭酸水を求めて飲用水をくみに来られておりますし、北の玄関口活性化の観点からも、この長田地区は観光振興を進める上で、一つの拠点であると考えております。

そして、今回のホテル誘致につきましては、市長に対して、地元の各種団体などから要望書も提出されております。

本市にホテルができますと、地域の活性化、観光の振興だけではなく、誘致することによる新たな雇用も生まれるわけですので、雇用の創出、そして、定住の促進にもつながるものと考えております。

また、市内の産業の活用による商工業の振興や施設内での地場製品の消費など、経済効果にもつながってくるのではないかと考えております。

以上のような経過を経まして、7月に芝浦グループホールディングス株式会社とみやま市との間に立地協定の締結が行われたところでございます。

この立地協定の内容は、長田地区への宿泊施設の立地に当たり、市と企業との相互協力について合意したという内容のものであります。

市といたしましては、宿泊施設等の設置に対して支援を行い、企業としては、地元の雇用を積極的に行うことや、地域の発展に寄与することなどの内容が盛り込まれています。

事業内容については、7月の全員協議会において「立地協定と計画の概要について」という資料で御説明申し上げましたとおりでございます。

ホテルについては、宿泊定員を70名から120名程度を予定しており、また、炭酸泉を活用した温浴施設の併設も計画しているということでもあります。

そして、平成31年春の完成を目指して建設していきたいということでございます。

天然の炭酸泉を活用した温浴施設とホテルを併設することにより、日帰りから宿泊まで多目的に利用可能な施設を目指すことになります。

炭酸泉に入浴しますと、体内の血管を広げ、血流をよくするため、大変健康や美容によいと言われております。

このような温浴施設の設置によって、地域の皆様の健康増進と憩いの場として、住民の方々の福祉の向上にもつながるものと考えております。

次に、計画用地について御説明申し上げます。

今回の計画地である市有地は、1,344平方メートルと2,338平方メートル、合わせて3,682平方メートルの用地がございます。

企業は、この用地について本市と賃貸借契約を結び、市と連携しながら宿泊施設の設置を行い、本市の活性化に貢献したいという意向を持っておられます。

また、現在の市有地だけでは駐車場などのスペースが不足するため、市有地に隣接している民有地も市が取得する必要があるとあり、既存の市有地とあわせて企業への有償貸与を行いたいと考えております。

次に、宿泊施設の誘致に関する条例の奨励措置第4条第5号、建設費等補助金の交付についてですが、対象となる経費は、事業者が宿泊施設を設置するための建築費及び用地取得費となっております。

この補助金交付の申請等につきましては、規則の中で定めておまして、補助金交付申請書には、添付書類として、建設費の金額等がわかる書類、登記事項証明書、新規雇用者が市内住民であることの証明などをつけていただき、事業開始後1年以降に補助金を交付することとなっております。

今後、市が予定している用地取得については、市の用地として取得を予定しているものであり、条例の中の奨励措置に該当するものではございません。

条例の対象となる奨励措置は、事業者が支出した経費に対して補助金を交付するものであります。

以上申し上げましたとおり、今回の宿泊施設の誘致につきましては、本市の活性化、地域の振興、雇用の創出、観光振興を進めることにつながると考えておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

まず最初に、今回の宿泊施設誘致につきましては、補助金も伴う事業でございます。補助金にかかわる予算の執行の適正化というものがございしますが、そのことについて、基本的な考え方を持って補助金には取り組んでいかないといけないと思いますけれども、その適正化がどういうものであるかを、まず最初に説明お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。（発言する者あり）（「それ、答弁であったよ」と呼ぶ者あり）答弁で。どこに。

それでは、補助金にかかわる予算の執行の適正化に関する法律、その法律を、ぜひこれは基本になることと思いますので、よければここでおっしゃっていただけませんか。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

今の法律の趣旨を述べろということでしょうか。

基本的には、補助金を使う場合については、国の場合、国民あるいは法の趣旨に基づいて適正に執行し、いわゆる国民に対して不利益にならないようにすることがまず第一にしなければならぬことと、それから、もともとの補助金を出す法律に適合しているかどうか、それをしっかりと判断して執行しなさい。

それから、例えば、それをもとに我々地方自治体が補助金を活用して事業を展開した場合、例えば、建物であったら、償却期間が何年あるから、その期間はしっかりと管理をしなさいとか、そういったことがうたわれている法律だと認識をしております。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。しっかりと述べていただきましたけれども、もう1つ大切なところがちょっと足りなかったかなと思います。この補助金に使われるお金は、国民から徴収した税金、その他の貴重な財源で賄われているということをぜひ念頭に置かれて、そして行っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

7月1日、市はホテル建設事業者と立地協定を締結いたしました。その中で、私たちは立地協定の冊子はいただきましたけれども、全体構想、それから、事業計画がどういうものなのか、詳しい説明は議会としては受けておりません。その説明がなければ、私たちはいろんな提案をされてきても、そして、こういう優遇政策をしますと言われても、それは私たちには返事ができないと思います。ぜひ全体構想の事業計画を皆さんに説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者。

**○市長職務代理者（高野道生君）**

芝浦ホールディングスさんの意向としては、まず、その用地が確定しないと、どの規模のホテルにするのか、まだ決定できません。だから、まず、用地がどれくらいになるかということが先決でございますということでございます。ただし、平成31年春までには完成したいということでございますので、そのスケジュールについては、計画は持っておられるようでございます。

それともう1つは、まだ我々も予算を承認いただいていないものですから、地権者に対してもやっぱりいろいろと交渉もできないでいるのが実情でございます。そういうことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

13番中尾眞智子君。

**○13番（中尾眞智子君）**

予算を組むことができないということですが、こういう事業をやります、こういうものをやりますという提案がないのに、こちらも予算のあれはできないと思うんですがね。

それから、立地協定書には、「宿泊施設等の建設及び営業開始が円滑に遂行できるよう万全の支援体制をとり、最大限の支援を行うもの」というふうに協定が結ばれておりますが、ここで「万全の支援対策をとり、最大限に支援を行う」とはどういうふうな支援を行うのか。そこも私たちは聞いておりませんし、でなければ予算は立てられないと思います。そこについてはどうお考えなのかをお聞かせください。

**○議長（牛嶋利三君）**

松尾商工観光課長。

○商工観光課長（松尾 博君）

ただいまの立地協定書の中の支援体制の確立というところの内容についてだというふうに思います。

7月に芝浦グループホールディングス株式会社とみやま市において、宿泊施設の立地協定、締結しましたけれども、これは紳士協定ということでございまして、業務の履行に関する協定を結ぶということで、今回のみやま市への誘致について、市のほうは支援体制をやっていくと、企業のほうは市の活性化、それから雇用を積極的にやっていくということでの協定を結んだことが主な内容でございます。

事業計画といいますか、具体的な内容がもう少しということでございますけれども、今回の計画につきましては、先ほどの答弁の中で示されたものがほとんどでございますけれども、全体の面積が市有地が約3,600平米ほどございますが、ここにホテルと温浴施設を計画するものでございまして、ホテルについては70から120名の宿泊ということで、今のところ企業のほうとの協議の中では出ております。それから、温浴施設については、長田鉱泉を使った温浴施設ということなんです。

また、当日、協定の締結されたときには、建物の高さ等については大体9階建て程度を考えたい、そして、温浴施設については3階建てぐらいで計画したいということで計画されております。

いずれにしても、計画につきましては、今回の市有地、現在の市有地だけでは、どうしても駐車場等スペースが不足するというので、市有地の隣接する土地について確保する必要があるということで、その確保、全体の敷地、これを踏まえて企業のほうでは具体的な計画案を作成したいということでおっしゃってありますので、現状としては以上のような状況でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。

それでは、先ほども答弁書の中にありましたが、ホテルの建設用地、それと、駐車場が足りないということで駐車場用地を買い上げると、市が買い上げてホテル業者に貸すというこ

とですけれども、それはどういう土地の買い方というんですか、それから買ったばかりの土地というのは行政財産であって、普通財産ではなくて、どういうふうにすると貸せるのか、どういう法律のもとにそういうふうな土地を買って貸すという行為ができるのかというのを説明お願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

松尾商工観光課長。

○商工観光課長（松尾 博君）

用地取得についてでございますけれども、今の計画の敷地の配置でありますと、どうしても駐車場等のスペースが活用できないということで、全体の土地の状況を見て、隣接する土地の取得を考えております。

この用地につきましては、貸すときの状況ですけれども、市といたしましては、全体の面積確定いたしましたら、貸すときの条件等については、今後、企業のほうと打ち合わせをしていきたいとは考えておりますけれども、全体の試算をしまして、賃貸借契約の内容については協議をしたいと思います。

案としましては、みやま市の普通財産の貸与料の算定基準というのがございます。そちらに基づいて試算を行って、また企業の意向も聞きながら、内容については詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

土地を取得して買うことについては、本当に条例に基づいた、そして提案をしていただきたいと、それが基本ではないかと思っておりますので、今後そういうふうに進められてほしいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、誘致にかかわる財政措置ですね、そういうものはどういうふうにされているのかをお伺いいたします。誘致の支援に関する財政措置はどのようなものを準備されているのか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。



○企画財政課長（坂田良二君）

議決いただいております条例に基づきまして、150,000千円の補助金が上限でございます。これについて国、県の補助とか、いろんな助成制度があるかという御質問につきましてでございますけれども、特に国の補助金とか県の補助金、それから、過疎債とかが充てられるものではないようでございます。市の一般財源で考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

企業立地のときに使えるような地域雇用創出推進基金と、そういうものは使えないんですか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

今、御指摘の基金は、本市が持っております地域雇用創出推進基金で四億数千万円の基金でございますけれども、その取り崩しはもちろんできます。条例の趣旨に応じて雇用の創出とかができましたら、取り崩して充てることは可能でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

それから、今後いろいろな附帯整備というものが出てくると思います。そういうものの予測される附帯整備というものについては、どういうものが市として予測されているのかをお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

今後、まだ具体的に詳細まで進出企業と詰めているわけではなかったもので、今回こういった経過になったということ、まずおわびをいたしたいと思っております。

その中で先ほどの御質問の、これからどういった事業に例えば市が支援をしていくのかということですが、基本的には今考えられているのは用地の取得、それから、それに対する移転補償等が考えられますけれども、多分おっしゃっていらっしゃるのは、周辺の道路の整備であったり、水道管の布設がえであったり、あるいはあそこが下水道の地域になっているので、その余力があるのかどうなのか、あるいはそれに対して余力がなければ新たな負担が生じるのではないかというふうなことだろうというふうに思います。もし間違っていたら後で訂正をお願いしたいと思いますが、その分についての考え方は、今現在、関係部署と市役所内部で検討をしております、基本的にはその辺は、今の相手方さん、芝浦さんとお話をする中では多分クリアできるのではないかと。ただ、水道管は、先ほどの一般質問の答弁の中でもあったように、瀬高地区については布設されてから50年来の年月がたっている、高田地区については40年来たっている、そういった経過を踏まえて、管の計画的な布設がえは当然あるかと思えます。

それと、それがあの地区に該当するのであれば、それはまた当然の計画の中でされている部分でありますので、特に今回、仮にホテルの誘致がうまくいきましたら、それをすることではなく、計画どおりにやっているんだということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

今、ホテルの誘致が進んだからやるんじゃないくて、計画どおりにやっているということではございますけれども、その中でも特にホテルができたからやらねばならないようなことが今後また出てくることになると思います。そういうときに業者側と、ホテル建設側と市とよく話し合いして合議の上で負担を双方で分け合う、そういうふうなやり方についてはどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

確かに今お話ししましたように、現在考えられているのは先ほど言った2点でございます。

ただ、先ほどから言っておりますように、まだ詳細が詰まったわけではありません。確かに今後出てくるでしょう。それが予想されます。ただ、現状としては、それが何であるのかというのは、ちょっと私では考えられないということ。それから、仮に出てきたときには、今回、こういった事態を引き起こした原因である説明不足ということもありますので、議会、あるいは地元、そういったところに十分説明をしながら理解を得て、この事業については進めさせていただきたいと思っておりますので、決して現時点で、もう大枠が決まっているということではございませんので、その辺も含めまして反省をしているところでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

13番中尾眞智子君。

**○13番（中尾眞智子君）**

あの船小屋が今は本当に正直言って寂れていると、寂しいなど行ってみても思います。しかし、ホテルができることによって、あそこが昔どおりにはならないかもしれませんが、にぎやかさを取り戻し、そして、雇用の促進ができたり、人口がふえてきたり、地域の活性化につながっていくということになれば非常にありがたいことだと思いき、今回のホテル誘致については、私も先ほども申しましたけれども、期待を寄せているというのが本当に正直なところでございます。

しかし、そのホテルができることで、またあの地域に地元貢献というものがぜひなされてほしいと思いますが、その中で市がホテル誘致に関して、誘致するときの事業の中で何か地元にも貢献できるようなものにつながるものと言え、何かございせんか。そういうものが、地元にも貢献できるものがあれば、すごく地元も活性化するし、地元の人たちも喜ばれると思いますし、もしそういうものが考えられるならば、どういう事業かを地元貢献のためにやってほしいと思いますが。

**○議長（牛嶋利三君）**

富重環境経済部長。

**○環境経済部長（富重巧齊君）**

その点につきましては、まず、今回、立地協定を結ぶ前に、企業さんとお話をさせていただいた点でございます。明文化はできませんけれども、地元の中で、例えば先ほどあったように雇用を地元優先で採用していただく、あるいはあそこの有効な資源であります炭酸泉を

使った温浴施設をつくっていただく、そういったことでお話をしている中で、相手さんのほうとしても、できるだけ地元の方との交流、あるいは地元の方とお話し合いを受けた中でいろんなイベントを行っていきいたいとか、そういったものは今後協議できるでしょうというふうなことはお話をいただいております。ただ、まだ具体的にそういった詳細の中身については決まっておきませんので、これからお話し合いをしていくわけなんですけれども、そういった相手さんの気持ちも酌んだ上で、あるいは今、議員御質問のような意図も含めて我々は相手さんと交渉をしていきいたい、あるいは話し合いを続けていきいたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

それから、ちょっと駐車場用地のことでもう1回質問させていただきますが、今、ホテル建設用地は今まで市のものとしてあったものですね。駐車場用地は今回また新しく買われるという、今まであったところは未利用財産の用地ですよ、使われていなかったと。ずっと瀬高の時代から残っていたという。

第1次総合計画にも、それから第2次行財政改革大綱にも、みやま市は自主財源の確立のため、それから効率的に財産を運用してということで未利用財産の売却、それから貸し付けということで今まで進めてまいりました。今回、今まであったところは貸し付け、今あったところでありましたけれども、また、駐車場として買う土地については、今までの市の方針ですね、総合計画の中での未利用財産の売却、行財政の確立、それから、第2次行財政改革大綱の中でもそういうものをうたっておりました。また今回土地を買い上げて。

経済状況というのは意外と変わるものでございまして、せっかく誘致して来ていただきますので、それは50年も60年もホテル業が続いて繁栄していただくことを私も望んでおりますけれども、どういうことになるかはわかりません。そういうふうなときに企業は撤退するということになると思います。そのときに、市が買って駐車場に貸していた土地は、また未利用財産としてさらにふえていくということにもなりかねないと思います。そういう部分も含めて、土地の取得についてはぜひ真剣に考えていただきたい、そういうふうに思っておりますが、これについて一言だけ聞かせてください。

○議長（牛嶋利三君）

松尾商工観光課長。

○商工観光課長（松尾 博君）

これまで市有地については使われてこなかったということで、長田地区の市有地について、長期間何も使われないままになっておりました。この土地を活用して宿泊施設を、誘致を進めたいというのが基本的な考え方でここまで来たところでございます。このことによって地域の活性化を図りたいということで、市としては、ぜひみやま市に来ていただきたいという誘致を進めていると。そすと、企業のほうはホテル事業を通してみやま市の活性化に寄与したいというふうな気持ちを持っておられます。このことによって協定を結んだわけでございますが、協定が不履行にならないように進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

企業側の考えと市の誘致に対する考えをもって、ぜひこの誘致については成功させるという考えのもと進んでおりますので、どうか御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

せっかくの誘致でございます。本当に気持ちよく来ていただいてホテルを営業していただくことに私も異存はございませんが、そういう問題もあるということは頭の中に入れておいてほしいと思っております。

それから、先ほども申しましたけれども、最大の支援をしていくということでございますけれども、立地される際——これですね。（資料を示す）みやま市が出している「ホテル・旅館立地のご案内」という、これが出されておりますね。この中に、最後のページに立地される際の支援メニューとして、優遇措置、固定資産税を5年間免除、上下水道の料金を5年間半額、それから建設費の20%補助、最高、上限が150,000千円。そして、これは工業誘致のあれにもついておりますけれども、雇用奨励金を最高15,000千円まで交付しますよということで、このほかに何かまだ考えていらっしゃるものがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

ただいまお話がございました奨励措置については、芝浦さんのほうには、これが条件です

ということで伝えているところがございます。それは理解していただいていると思っております。それと賃貸借でやりたいということですね。

それと、ただいまインフラ整備をですね、やっぱり向こうの要望もございますし、誘致をするためには、うちも協力はしなきゃいけないと、だから、そこら辺がまだ確定をしていないので、今検討をしまして、議員の皆さん方にきちんと説明をして、全会一致で御承認をいただければというのが今現時点でございます。

それともう1つは、撤退をされるかもわからんと、そういう条件のもとでは我々も全然考えておりませんので、企業努力も確かにあると思います。我々もできるだけことは支援をして、私は最後のビジネスチャンスだと思っておりますので、皆さんの御理解を得ながら何とかこぎつけたいという気持ちで、今、芝浦さん側と交渉をしておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

13番中尾眞智子君。

**○13番（中尾眞智子君）**

撤退という言葉も出しましたけれども、それは望んでおりませんし、ぜひないようにしていただきたいと思っております。

しかし、本当に行き届いた支援だとは思っております。けれども、新しく進出してきたホテルが末永く、そして繁栄しながら持続していく、そこには、「ものづくり白書」というものがありまして、それにはこういうふうに書いてありました。

今、企業や、それからホテルみたいなそういう誘致、誘致合戦をどの自治体もやっていると。補助金合戦みたいに多額の補助金を出して呼んでいるが、しかし、企業とすれば、それは自治体の熱意を見る一つのあれであって、余りにも多額の補助金は望んでいないと。何を望んでいるかということ、その事業が継続していけるように持続的なサポート、そういうところを望んでいるということが白書に書いてありました。なるほど、そうだなと私も思いました。持続的なサポートといいますと、思い当たることって行政側とすればどういふものがあるか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者。

**○市長職務代理者（高野道生君）**

冒頭説明を申し上げましたように、いろんな団体から実は誘致については要望書が出ているわけでございます。例えば、今、中尾議員さんがおっしゃったようにスポーツイベント、みやま市の三大スポーツイベントをやってありますね、だから、そういうときなんかは、やっぱり宿泊施設というのがうちがないために、近隣の市町に宿泊をされているのが現状でございます。

例えば、案内状にこういう宿泊施設がありますよというふうな形で、一緒になって提案をしたり、それとか会議だとか、総会だとかいろいろありますね。ああいうやつについてもぜひ利用していただくような、そういう側面からの協力について、市も一緒になってやっていきたいなと思っておるところでございますので、そういう意味で支援をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

13番中尾眞智子君。

**○13番（中尾眞智子君）**

ありがとうございます。ぜひせっかく誘致していただく、来ていただく、そして新船小屋地区、長田地区が繁栄してにぎやかになってくれる、そういうことを私も願っております。

ただ、この誘致につきましても基本的な考えをぜひ頭の中に入れておいてほしいということですね。いろんな施策をするときに、法の範囲内でやる、適切な法のもとに行っていく。それから負担割合、優遇措置以外の負担割合については双方の合議によってやって負担も分け合いながらいく、そういうことをぜひ頭の中に入れて誘致事業を成功に導いていってほしいと思いますが、そのことについて高野職務代理者、よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者。

**○市長職務代理者（高野道生君）**

交渉事でございますので、言いなりになることは全然考えておりませんで、我々が主張すべきことはきちんと主張してまいりたいと思っております。向こうの要望についても、それはやっぱり聞く耳は持つておかないといけないと思っておりますので、そこでどうまとめるかというのがやはり交渉事だと思っております。言いなりとなるとか、そういうことは全然考えておりませんので、ただいまアドバイスいただきました点については、しっかりと頭に

入れて交渉はしていきたいと思っているところでございます。

以上です。（「これで終わります」と呼ぶ者あり）

**○議長（牛嶋利三君）**

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の再開は14時30分に再開いたします。

午後 2 時15分 休憩

午後 2 時30分 再開

**○議長（牛嶋利三君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を引き続き行ってまいります。

続いて、7番野田力君、一般質問を行ってください。

**○7番（野田 力君）（登壇）**

7番議員の野田力でございます。議長の許可を得まして、テーマとしましては編入していきます本郷小学校に關しましての質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

明治19年の創立から130年にわたる、本当に揺るぎない伝統と歴史を有します本郷小学校は、校区民の皆様の苦渋の選択と一大決心のもとに、いよいよ来年の4月から下庄小学校に編入されることになっておるようであります。区民の皆様の本当の本音としましては、本当によければ、これからも末永く伝統を守り続けていきたいという思いは何よりもかえがたいものがあつたと私は推察いたします。しかし、想像を絶するほどの少子化現象に抗し切れず、やむなく子供たちのよりよい教育環境のために編入の道にシフトされたものと痛々しく感じる次第でございます。

誰しも子育ての思いは幼少期の教育は一生左右し、かけがえのない重要な初等教育の現場でありますから、なるべく親の目の行き届く身近な地域環境の中で教育していただきたいというのが念願だろうと思います。多分子供たちも本郷小学校の高学年になればなるほど、本郷小学校の今の学級の仲間と一緒に卒業式を迎えたいという気持ちが強く横たわっていたものと推察いたします。

ところで、本郷小学校が目指しておりました子供たちの教育像を伺いますと、まずよく考える子供に、次に思いやりのある子供に、そして頑張り抜く子供に、さらに明るく丈夫な子供にを信条として、健やかに成長するように教師の先生と、それから御父母、地域等が一心同体となって長年傾注されてきておるわけでございます。



一方、編入の受け入れ先でございますが、下庄小学校でございます。これはまた明治11年に開校され、140年ですよ。140年余の伝統を有する学校であります。そしてまた、そこは市街化区域の中にある学校でもございます。そして、目指す子供たちの育成像としましては、まず思いやり、励まし合い、仲よくする子供に、次にみずから学び合い、高め合う賢い子にと、そして心と体をみずから鍛えるたくましい子供にとの崇高な教育理念のもとに行われております。

子供たちを育てる教育の指針としましては、本郷小学校では小規模の性格上からと申しますか、子供たちと教師の先生、それから御父母がより緊密な一体感を抱いての方向性がどうもにじんできたのではなかろうかと私は思います。一方、下庄小学校では、子供たちの多い大規模の学校でございます。そのために、スケールメリットを最大限に生かして、切磋琢磨によるみずからを磨き高め合うという心を持つ子供たちの育成に軸足をより重くした教育指導方針のように感じられます。

このように両校ともすばらしい学校であります。編入、再編することで双方の子供たちの学校生活や勉学の環境が大きく変化することによりまして、本当に精神的な負担は避けがたいものがあるのではないのでしょうか。特に両校の大きな相違点としましては、小規模と大規模におきます教師と子供たちの密着感や一体感には規模別によってそれぞれの特色は必然的に生じると思います。しかしながら、編入に伴って子供たちの緊張感に伴った不安や戸惑いなど、マイナーの部分が生じないように教育行政と学校当局におかれましては、編入前の事前対策、それと今度編入後の事後対策をより緊密に、しかも十二分に御検討いただいて、PTAや地域ぐるみを含めて、最小限にその緊張感を食いとめていただきたいものであります。

編入することによって、より一層のよい環境の中で教育の向上が図られることはもとよりでございますが、子供たちの新しい出会いが多く生まれて、触れ合いの喜びと、そして学び深め合うことはより一層高められることを本当に願うわけでございます。このような子供たちの喜びが大いに生まれるのをただひたすらみやま市民皆様もひとしく願望され、本当に御期待されているものと確信いたします。

翻って、通常の子供の転入の場合は、何かが発生いたしましても、先生たちが局部的に一応対応可能かと存じます。しかし、学校ぐるみによる編入の場合は、いささか異なる現象と特有の課題等が生じやすいものでございます。細心の注意をなすべきものではないでしょう

か。例えば、学校ぐるみの編入の場合には、仮にも1人の子供の対応に問題が生じれば、意外にも編入時の全体に影響が及ぼしかねません。そのことがまた長く引きずる可能性も考えられます。大変心配されます。しかし、今度は好ましい良好な結果が生まれれば、それこそますます子供たちの間で相乗効果が生み出されて、人格の形成の発達、多大な好影響をもたらすものと思います。

ところで、編入する学校の子供たちは、培ってきた誇りを生かそうとする集団性の仲間意識も現存することも事実であります。それらを最大限に発揮させ融合させていくためには、大変難しい学校運営が求められると思うのであります。

学校当局におかれましては、環境の一大変化の中にもかかわらず、子供たちの心理状況等を適切に把握していただき、日々の教育指導には大変御苦勞をおかけいたしますが、ともかく温かくしっかりと見守り、育てていきたいものでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。特に本郷小学校の子供たちは環境が変われども、それに負けじと、きっと一生懸命、そして精いっぱい頑張っていくものと私は思ひます。それでも本郷小学校の先生がともかく近くに教鞭をとっていただければ、何よりも心強い支えになるものと確信いたします。来春の教職員の人事異動におきましては、何とぞ温かい御配慮をいただきたいものであります。

さて、編入後においては、本郷小学校の子供たちは下庄小学校に通学しますが、これまでよりも通学の想定距離がおよそでございますが、2キロ近くも伸びるのでございます。なるべく子供たちの負担軽減上からも短目で、しかも、安全性のある通学路の指定、それとバス送迎等も考えられていると思ひますので、十分に御配慮いただきたいものであります。

一方、現在の本郷小学校は、当分の間、休校扱いとすることを聞いております。種々の施設が完備しており、活用しやすい公共施設であります。市民皆様の利用に積極的に対応いただきたいと考えております。

そこで、このたびの本郷小学校編入の際に懸念されますことにつきまして、長岡教育長にお尋ねいたします。

第1には、両校ともそれぞれ特色ある教育指導方針が備えられているものと思ひます。そう考えられます。それぞれを生かした融和可能な指導方針はとれるのか、またどのような指導方針になるのか、そこいらが気になりますので、そこいらを教えていただきたいと思ひます。

第2に、大勢の子供たちがいる下庄小学校の中で、不安なく出会え、交わりを本当にスムーズに生活されるような教育指導の手だてとしましては、編入前における対策と、今度編入後における対策もあるかと思っておりますので、どのように組み立てて対応されるのか、お尋ねします。

第3は、再編して安定した学校運営になるためには、これはやはり最低5年間は日時を要すると思っております。教育指導される教職員の適正配置の基本方針をどのようにお考えになっているのか、そこの辺もお尋ねしたいと思っております。

第4番目に、本郷小学校からの通学路の指定は、外灯とか、それから白線ですか、そういった安全対策を含めてどのように定められるのか、また、バスによります送迎をするならば、範囲はどのように対応されるのか、そこの辺も御説明いただきたいと思っております。

第5には、子供たちを見守り育てる双方のPTA間、地域の公民館等の融合というのですか、合体ですか、そういったところをどのように進められようとしているのか、お尋ねしたいと思っております。

第6番目には、本郷小学校は休校扱いとのことでありまして。これまでの地域活動などとして校舎の利活用は可能なかどうなのか、どうされるのか、そこの辺を6番目にお尋ねいたしております。

以上、6点の質問につきまして、親御さんを初めとする子育ての方々が心の底から本当に安心されるような御答弁を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）（登壇）

皆様こんにちは。関係者の皆様の不安を和らげ、今回の編入が円滑に進むための御質問、まことにありがとうございます。野田議員さんの編入していく本郷小学校に万全な対応をの御質問にお答えします。

初めに、下庄小学校への編入という市及び教育委員会の提案を受け、校区の代表者において真剣に議論を重ねられ、最終的には子供たちによりよい学習環境をとる思いを最優先に考え、今回の編入を決断していただいた皆様方に、まずもって感謝と敬意を表します。また、今回の編入における基本的な教育委員会の考え方は、第1に本郷小学校の児童の学習集団の改善、第2に校区の拡大による両校の児童や学校への支援体制の拡充であります。

それでは、早速1点目の編入に伴っての教育指導方針は両校の特色を最大限に生かして策定されるのかについてお答えいたします。

本郷小学校の下庄小学校への編入につきましては、平成28年度に本郷小学校に在籍する1学年から5学年の児童が平成29年4月1日付で下庄小学校の相当学年に転入するというものであり、原則としましては、下庄小学校の校長が定める教育指導方針、つまり学校経営要綱のもとに学校経営がなされます。ただし、本年既に5月から両校校長による編入に係る協議を進めているところであり、議員さん御指摘のように、本郷小学校のこれまでの学校経営の歴史や児童の実態等にも配慮した教育指導方針の策定がなされるものと考えております。

次に、2点目の子供たちの不安解消等のために編入前と編入後の方策についてでございますが、まず両校児童の事前交流、次に新年度のクラス編制、3番目に編入後の学級経営等が考えられると思います。事前交流としましては、既に両校校長により合同学習の取り組みを進めており、両校の各学年の教育課程の中から、子供たちが仲よくなることに効果のある教育活動を選択して取り組んでもらっております。クラス編制につきましても、両校の子供たちの人間関係が円滑になるような配慮をしてほしいと考えています。また、新年度が始まってからは、各学級担任が本郷小学校の子供たちが不安を抱かないような学級経営に努めてもらうことにしております。

次に、3点目の編入に伴った教職員の人事異動の基本的な考え方についてでございますが、編入に伴う教職員の人事異動については、両校長の意見を参考にしながら、子供たちに不安を生じさせることがないように十分に配慮したいと考えています。

次に、4点目の安全対策を含めた通学路の指定とバス送迎の範囲についてでございますが、まず通学路の指定につきましては、校長が児童の安全確保に支障を来さないよう勘案しながら、地域の関係者の皆様と協議し、指定するようになっております。バスの送迎の範囲では、既に桜舞館小学校区の遠距離通学対策としてスクールバスを運行しており、利用対象児童の通学距離を2.5キロメートル以上と設定していますので、本郷校区の関係者の皆様へはそのように既に回答を差し上げたところです。しかしながら、バス送迎の通学距離見直しの再要望が出されましたので、現在検討を行っております。バス送迎の範囲につきましては、現在の下庄小学校区内で最も遠い地区から通学している児童の通学距離や徒歩時間の減少による児童の体力の低下等にも配慮し、今後検討してまいります。

次に、5点目の子供たちを見守り育てるPTA・公民館、地域等の両校区の融合対策につ

いてです。

P T Aにつきましては、本郷小学校P T Aは、下庄小学校P T Aに加入していただくようにしており、P T A会長を中心に両校P T Aにおいて協議がなされています。公民館、地域、子ども育成会などの校区コミュニティーの組織統合については、地域の方々の判断を尊重していく必要があります。桜舞館小学校の旧4校区公民館においても、それぞれの校区の歴史、地域とのつながりから、新校の開校後も独自に活動を展開されているところであり、学校の統合とは切り離して検討されています。したがって、今回の編入に伴う校区コミュニティーの統合についても、今後検討していくことになると思います。

最後に、6点目の本郷小学校の休校扱いにおける校舎の市民活用についてでございますが、休校中における体育館、グラウンドについては、従来どおり地域関係団体、スポーツ関係団体で活用していただきたいと考えております。

以上のように、今回の編入が円滑に推進できますよう配慮してまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番野田力君。

**○7番（野田 力君）**

本当に詳しく御説明いただきまして、ありがとうございました。

再度具体的にお尋ねしたいと思っております。

第1点目には、下庄小学校の校長が定める教育指導方針のもとに学校経営がなされますという、それはいわゆる再編整備じゃなくて編入だからという原則論かと思っておりますが、多分本郷小学校は本郷小学校のすばらしい教育指導方針があったと思います。両校の校長先生がそこいらはしっかりお話し合いはされると思いますが、そこいらは教育行政が耳を傾けてくださいよという姿勢を示さないといけないと思っております。何かこう見たら、それは両校の校長が判断しますとか、そういうことと思っておりますが、これ一大的な、いつものことでございますよ。平常的なときは、校長先生に十二分全権委任のような形ですけれども、このようなときは一大の編入でございますから、またいろんなことがあってはならない、そしてやはり下庄小学校に編入させてよかったと、本郷の人たちが、親御さんたちが喜ばれる、そのことがまた次につながっていくわけですね。だから、教育行政はそこいらはしっかり

やっというと思うんですよ。内部に介入とかじゃなくて、行政の介入じゃなくてもですね。そこいらはもうちょっと生かすような配慮を教育長のほうから姿勢を示していただかないと、何か下庄小学校に入って郷に従えというようにしか私は受けとめられません。郷に従えだったら、簡単ですよ。そういうことじゃ本当のですね、子供たちが入って、新しい出会いと教育を深め合う、学習を深め合う、そこにはまだ心は一つになっていないと思っております。そこいら、もう一度教育長の指導方針を明確にさせていただきたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

長岡教育長。

**○教育長（長岡廣通君）**

御指摘ありがとうございます。

原則をまず答弁で申し上げましたが、実はみやま市ならではの教育である、みやまの力を育てる裾野教育ということで、今年度から各12小学校の学校経営要綱の共通性が深まってきているわけですね。それぞれの学校の独自性もございますが、みやまは一つということで、昨年度までに比べると、みやまの力を目的像にする、指導方法の中心として裾野教育を置いていくと、この12校が大体足並みをそろえるということになっていますから、私は、その編入に関しても統合に関しても、そういう学校経営要綱については余り心配しておりません。だから、むしろみやまの子供たちを、2,000名の子供たちを12人の校長が中心になって足並みをそろえて、しっかり裾野教育を中心にチャレンジスピリットを鍛えていくと、こういうところがいいのではないかというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番野田力君。

**○7番（野田 力君）**

今、教育長の答弁では、裾野教育を広げておるから、そしたら裾野教育は一緒になっているじゃないですか、12校が。そうじゃないでしょう。私が質問の中に申し上げましたように、下庄小学校はやっぱり市街化区域なんです。昔やったらまちの子やったんですよ。そして、我々は水上だったから、やっぱり農村地域、山紫水明な学校でございました。違うんですよ、気持ちが。だから、そこいらの配慮があつて裾野教育だろうと思っておりますよ。何か教育長が今おっしゃったのは、裾野教育はもう確立されていますよ、そうじゃないでしょう。本

郷小学校は本郷小学校のいいやつがあるんですよ。みんなそれぞれあるから、それをどういうふうに生かすのか、それは教育長が事細かにされることは難しいと思います。多分校長先生たちは感じてあります。そして、現校長じゃなくて先輩の校長にも聞いて、本当はここいらはどこば生かしたらよかやろうかんもとか、本当にもっともっとお話し合いをして、両方も生かしてもらいたい。そうしないと、心の底からよかったということはないんですよ。下庄小学校の校長にお任せしますて、そういうやつは教育行政のトップとして、やはりもうちょっと温かみがなくちゃならないと思っております。そこいら、もう一度答弁してください。

**○議長（牛嶋利三君）**

長岡教育長。

**○教育長（長岡廣通君）**

桜舞館小学校を統合しますプロセスで大事にしたものは何かといいますと、4校の学校、ここはもう編入というよりも全ての学校が閉校しますから、子供たちに誇りと希望を持たせるということを4名の校長先生にお願いをしてみました。それぞれ議員さんが御指摘になりましたように、4校は4校、今度の編入校と編入を受け入れる下庄小学校、それぞれに百有余年の、あるいは数十年の歴史がございますから、それぞれのそれは独自性であります。その先輩たちが築いてきたその独自性をしっかり誇りに思うことがまず第一で、しかし、それだけでは前に進めませんから、子供たちが希望を持って前に進むことができるようにということが、4校統合のときに一番念じておったことでございます。そういう子供たちを受けて、各校長は桜舞館小学校、これはもう統合ですから、学校経営要綱を時間をかけてつくってくれました。

今度も本郷小学校の校長先生にお願いしているのは同じことでありまして、本郷小学校としての子供たちの誇りと、そして、しかし編入ではあるけれども、希望を持って新たな学校で、そして新しい学習集団で学ぶことができるようにというふうに考えて、そういうふうなことをお願いしております。

答弁で申し上げましたように、既に具体的なことについては両校長が協議をしております。教頭が担うことについては教頭で、そして教務主任が担うべき教育課程という授業の計画については、そこでまた計画がなされておりますので、そういうふうないろんな協議を受けて、それぞれの両校の子供の実態、あるいは一人一人に応じた教育ということを考えてやってく

れるものというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

教育長から2回ほど答弁いただいたんですけども、何か教育長は本郷小学校のよさがあるから、このところを生かしてくれんのか、下庄小学校に入っていきから下庄小学校の考え方は重視しなくてはいかんとおもいますけれども、本郷小学校のよさを酌み取ってほしいと、生かしてほしいと、それは教育長が言わないかんじゃないですか。あなたそのために教育のトップとしておるんじゃないですか。私はそれはおかしいと思いますよ。それはどの辺を生かすのかは現校長、また先輩の校長あたりからも意見を聞いて、そして、ああこの辺があった、いいところがあったなど、それは何とか生かされるならば生かしていこうと、生かされるならば生かしていこうという姿勢がないということですよ、私が言っているのは。もうちょっと温かみがなくちゃならないじゃないですか。いつも温かみとか裾野教育と、裾野はその学校その学校にあるんですよ。それを生かさないで一緒にしたら、下庄小学校の裾野だけなんですよ。だから、あなたがおっしゃるならば、あなたがみずから指揮をとらなくてもいいわけですよ。そういった言葉をかけてやって、何とか先輩の校長先生たちからも聞いて、本郷小学校のこれはなくしちゃでけんばんもと、これは教育の基本ばんもというような温かみのある、あったらそれを伝えてやってくれんねとか、そういったことが再編してさらによくなるわけですよ。そこいらはちゃんと言ってほしいと思いますが、いかがですか、両校の校長に対して。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）

既にもう協議が始まっていることを私も伺っておりますから、御指摘のことも受けて、学校経営要綱は学校の目標から、それから経営の方針から、そして重点の目標という具体的におりていくわけですね。そして、最後は教育指導計画とあって、それぞれ月々の各教科の授業等に反映されていきます。そこに校長の理念等が入っていきますので、協議の途中でも御指摘のように、私も途中で見せていただいたり、協議に入って一緒に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。



○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

本当によろしく願いしておきますね。1点目につきましては了解いたしました。

2点目につきましては、事前対策、事後対策もやってあるようでございますが、さらにもうちょっと重ねて、深めていただきたいと。あと、中身はよくわかりませんから、事前対策を特にしっかりやって、それこそ備えあれば憂いなしでございます。あのときしとってもらえばよかったということでは、もう間に合いません、子供たちに対しての指導は。必ずしっかりやれることはやっていただきたいと思っております。2点目はそういうことで了解したいと思っております。

それから3点目は、親御さんたちが一番期待といいますか、お願いされていることは、やはり本郷小学校の先生が下庄小学校になるべく多くの先生がおっていただきたらば、子供たちが何か心配があったらすぐ物を言えるわけですよ。やっぱり本郷の先生から御指導いただいているから、先生、こげんかっちゃっけんのというて、そしたら子供たちの反応をすぐ受けとめていただけますので、この人事の配慮についてはしっかり県の教育長にもお話しして、多分県の教育長はもちろんそれはわかっていると思いますよ。当然わかってあると思いますよ。そいけん、あとはしっかり具体的なやつを県のほうに内申していただければ、それはもう配慮するはずですよ。そういう配慮しない県はないと思いますよ。一大の、こういった親御さんたちが一大決心されて、そして委託されるわけでございますから、それは県は県民の行政でございますから当然だと思います。あと教育長さんがいかなる配慮をされるかということでございます。これはぜひお願いしたいと思っております。

それから、第4点目ですたいね。通学路の指定なんですけれども、極めて抽象的なんですけれども、私は区長さんたちから聞いたところでは、区長さんのほかにも聞いたところですが、下庄小学校に通学する場合は、作出の交差点からどちらに、私は北側のバイパスのほうを歩いていこうと思っておりました。そしたら、下庄小の校長もおっしゃったことは、いや、吉岡のほうに曲がっていくんですよと言われるんですよ。吉岡のほうにといたら物すごく、私、はかってみましたら、300メートル違うんですよ。あの1年生、2年生のちびちゃんたちの300メートルといたら大きいんですよ。そして、物すごくまだ距離が来ておりますから、何でかなと思いましたらば、おっしゃることは、教育委員会の話を聞きよった

らば、外灯がないからとか、ちょっと危ないからとか、そういうふうな話を聞きましたと。ちょっと危ないからとか外灯がないからで、もうあんた決まっておることだから、それこそ建設畑は、通学路の整備というのは最優先なんですよ。国もそうですよ。子供たちのそういった通学路の安全性というやつは最優先ですよ。国がそうなんですよ。わかっとならうでしょう。もしもそれが今でも通学路が吉岡回りやったら、本当に道路行政とか教育行政はどうしよったかと言いますよ。まず聞きたいと思います。どちら回りですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

大津教育部長。

**○教育部長（大津一義君）**

現在、下庄小学校に作出のほうからは通学しておりません、校区外ですから。想定されるのが、後の質問でお尋ねですけれども、スクールバスを運行するようにしておりますが、スクールバスの対象外の子供たちが通っていくことになるだろうということで、先ほどおっしゃった作出交差点というのが浮上してまいります。現在、下庄小学校の児童が通っている、地区で作出交差点のほうを通りながら帰っている子供たちが初瀬町という地区から、そこを通っていますけれども、一旦吉岡のほうに出て、さっきおっしゃったように、200メートルぐらい作出のほうからは遠く、おっしゃった都市計画道路を通るよりも遠くなりますけれども、そういった今の下庄小学校の通学路がございます。そこをまず指定させていただこうということで考えておりましたが、おっしゃったように、本郷のほうからは作出交差点から西のほうに都市計画道路を通って下庄小学校の正門のほうにということで要望がなされております。この件については、外灯の問題がありますので、今設置をされておられません。そこが外灯をつけるかどうかということが非常にネックになっておりますので、今、市長部局と検討中でございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番野田力君。

**○7番（野田 力君）**

そもそも道路に外灯がないから危ないということはおかしいでしょう。子供たちだったら、なおさらまた、あのバイパスが最近できた問題ならいいですけれども、もう随分なりますよ。公道ですよ、公の道路ですよ。何が危ないですか。子供たちは4時半には帰るわけですよ、

集団も下校時間でしょう。多分冬はちょっと薄暗いかと思いますが、外灯をつけなくちゃならないならば、早くつけてくださいよ。何で置いとるんですか、建設のほうは。通学路は一番最優先ですよ、今、国は、事故がないように。私は本当に憤りを感じますよ。何か遠回りさせて、今、教育部長は200メートルと言いましたけど、僕がはかりましたら、300メートル違うんですよ。1,200メートルと900メートルですから、300メートル違います。あなたたちがはかったら200メートルというけんが、300メートルって意外と遠いんですよ。そして、吉岡回りしましたら、交差点とか本当に危ないところが結構あるんですよ。渡るんですよ。前の下庄小学校やったら、443号からぼっと入られたんですけども、もっと西回りしてから、西のほうから入るようになっていきますから、今はですね。そうしてあるでしょう。そんなふうなやつはもう決まっておることですから、何を今になってから、もう半年になってから、まだそのことを延々と言っている。これ教育行政をやっている人たちの責任性というのは何じゃろうかと思えますよ。前もって、こういったやつがあるわけですから、急がなくちゃ、どんなにでもしますよ。それを市長さんに言ったら、そんなやつやったかんもおっしゃるはずですよ。教育の一番重要なことは、市民の皆さんは税金を惜しまれませんよ。何でそげんこつもせんですか。しっかりやってください。検討中ですから、ここではなかなか答弁できんと思いますが、外灯をつけなくちゃいかなら、急いでつけてください。そして、西回りのバイパスで、短いほうにさせていただくように、しっかりお願いしますので、教育部長、検討しますか、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長。

○教育部長（大津一義君）

都市計画道路の外灯については、おっしゃったとおり、今設置がされておられませんし、これは防犯灯という観点からも、私のほうでなかなか設置が難しいものですから、市長部局と十分協議をいたしまして、早急に進めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾正春君）

道路管理者としての外灯の設置基準というのがあるんですけども、実は外灯をつける場合は交差点とか横断歩道のあるところとか、そういうところに外灯はつけております。だか

ら、今の瀬高駅からずっと下庄小学校に道路がありますけれども、交差点とか横断歩道があるところについては外灯をつけております。そのほかの分については、うちとしては防犯灯という考え方で行政区のほうでお願いをしたいと。行政区のほうで設置とかしてありますので、それに対して補助金とか出してありますので、道路管理者としては外灯というのは、そういう交差点とか横断歩道のあるところにはつけますけれども、一般的な道路には防犯灯以外はつけていないと、今の現状はそういうことになっております。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

今、何回も言っていますように、通学路については、国も県も絶対問題が起きないように対策しなさいと言ってきているんですよ、通達が来とるはずですよ。あなたの基準というのは、前もって市役所の内部規定だろうと思っておりますが、もうちょっと教育行政に対する子供たちを守るための発想をしっかり持っていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

それから、バスの送迎は、大体どういった考え方、これも抽象的なんですよ。バス送迎をしますという話をしておりますけれども、幸作橋から北側なのか、どの辺を基準にしてバス送迎するのか、そこいらもちょっと具体的にお話をしてくれませんか。

○議長（牛嶋利三君）

加藤学校教育課長。

○学校教育課長（加藤武美君）

今の具体的な距離の質問であろうかと思えます。下庄小学校から作出の交差点を仮に通って、本郷小学校に行くとしたすと、幸作橋ですか、あそこら辺が多分2.2キロとか2.1キロとか、それぐらいの距離になると思えます。向こうの橋を渡ると2.5キロとか、そういった距離になるかと思うんですけど、先ほど教育長の答弁にもありましたけど、桜舞館小学校は一定2.5キロを基準としております。今度本郷小学校の分についてどうするかというのは、ちょっとまだ検討中でございますので、もうしばらく検討させていただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）（登壇）

検討中って、来年ですよ。もうあと半年もないですよ。もう10月になりましたら、本当もう時間ないですよ。早く親御さんたちにお知らせせんなら、もう前もってわかつとるじゃないですか。だから、大体2キロ500メートル以上と言えば、行基橋から幸作橋の向こう、間も含めますとか、具体的に早目に後で御説明してください。よろしくお願いします。

それから、第5点目については、しっかり御検討いただいております。ありがとうございます。よろしくお願いします。

6点目につきましても、休校扱いでございますが、従来どおりということでございますので、安心いたしました。どうぞ皆さんたちが使い勝手のよいように管理をよくしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、教育長のほうには質問はこれで終わります。

次に、第2問目の質問に移らせていただきます。

下庄小学校の再編に関しましてでございますので、現在の校舎等を見ますと、いろいろ問題点が感じられますので、そこいらにつきまして今度は市当局のほうにお尋ねいたします。

下庄小学校はこれまで何回か幾度となく改築、改修が重ねられてきておるようでございます。その関係からと思えますけれども、校舎施設の配置機能から見ると、本当ちょっといろいろと考えられますことが感じるわけでございます。特に体育館やプールも随分老朽化しておるようでございます。しかも、健全な体力を養うというところは、やはり屋外グラウンドでございます。再編後においては、いささか本当に狭いなど、そして使いにくいんだろなどと、私、素人ながらも感じるわけでございます。これまでの校舎敷地の関係で難しい制限等が横たわっていたということは一応理解されますけれども、ここで改めてお願いしたいと思っております。

特に今度再編をされますので、この時期に合わせて好ましい教育環境をあらかじめ構想を描いて、そして構想を描いても市民の皆様の御理解と御協力が大前提なんですよ。そして、大前提ができましたら、市長の御手腕でしっかり推進していただきたいと思っております。多分地域の皆さん、子供のためならばよかばんもと多分おっしゃると思います。相談がないと、どうしていいかわからないと思っておりますので、早目にそこいらを御相談いただきたいと思っております。

その中で、特に急いでもらいたいことがあります。それは何かといいましたら、最近まで

学童保育と言われておりました放課後児童クラブの施設でございます。本校庭内に設置されて、いいやつができておりますが、4年目になっております。現在の下庄小学校の放課後児童クラブの定員は70名でございます。これに対して通常76名の入所者であります。夏になりましたら、これが新しく15名加わります。かなり定員オーバーになるわけでございます。そして、児童クラブの制度が、確かに国の制度が2年前に改正されて、これまで1年から3年生まででございましたが、一気に6年生まで範囲が広がられました。確かに定員オーバーが出てきたわけでございます。それで、4年前の計画のときは、1年から3年生までやったから十二分な計画だったと思いますが、これは国のほうはもうちょっと前もって示されればよかったと思いますけれども、いきなり2年前にそういうことになっております。そして、現在、本郷小学校から4名の入所者がいます。ところが、今度余裕を持って編入されましたら、今度は便利がよくなったけん、ならうちの子供も児童クラブのほうにお預かりをお願いしたいなという方が多分多くなると思います。さらにまた定員オーバーになります。そして、もう皆さんたち御承知のとおり、また新たなる編入が生じるわけでございます。生ずるでしょう。そしたら、もっと厳しい定員オーバーになるわけです。現在でも何かその児童クラブの施設外でもランチルームとかを使ってあるようでございますが、本当にこれは大変な状況かなと思っております。

したがいまして、現在の放課後児童クラブ施設の改修、改善についてはともかく急ぐわけでございますので、そこいらをお尋ねしたいと思っております。したがいまして、市長当局にお尋ねいたしますが、1つ目は下庄小学校の施設整備をめぐって、将来像をどう描いてあるのか、基本構想についてどのような考え方で検討されてきたのか、どういうふうに来たのか、そこいらを御説明してください。

2点目は、下庄小学校の放課後児童クラブ施設の増改築については、どのように受けとめられて対応されるのか。

以上2点の質問につきまして、本当に前向きな行政対応を期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣通君）（登壇）

続いて、本郷小学校編入に伴い下庄小学校校舎等の将来構想を含めた整備計画並びに放課

後児童クラブ施設の増改築についての御質問にお答えします。

まず、1点目の体育館の老朽化や屋外グラウンドの狭隘が懸念されるが、整備計画の検討状況についてでございますが、こちらは私のほうから回答させていただきます。

議員さん御質問のとおり、学校統合の第2グループである下庄小学校、上庄小学校、本郷小学校の3校統合計画を作成した折から、下庄小学校の体育館やプールの老朽化を含め、現3校の児童数から見たときやPTAの戸数から見たときに、屋外グラウンドの狭隘については、教育委員会においても懸念しているところであります。

しかしながら、来年4月の本郷小学校の編入に伴う下庄小学校の学校施設の増改築については、児童数が合わせて300名程度であり、各施設の許容範囲であることから、現状のままで円滑な教育活動を展開できるものと考えております。

今後、3校統合となった場合は、これらの施設の増改築を含め、総合的に計画をしなければならないと思っております。これまでに開催された保護者や校区への説明会で回答している分につきましても、時間の経過とともに整備箇所の変更も考えられるため、今後におきましても3校統合の推移を見詰めつつ、時間をかけてしっかりとした整備計画を立案してまいりたいと考えますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野市長職務代理者。

**○市長職務代理者（高野道生君）（登壇）**

続きまして、野田議員さんの質問の2点目、放課後児童クラブ施設の増改築についてでございますが、こちらは所管が市長部局でございますので、私のほうから回答申し上げます。

下庄放課後児童クラブは、現在でも定員オーバーしており、今後さらに深刻化するとの御指摘のとおり、平成28年7月現在で下庄放課後児童クラブの児童数は本郷小学校の4名を含めまして91名となっております。定数が75名でございますので、16名のオーバーでございます。ただし、このうち15名は夏休みなど長期休業期間中の児童であり、本年につきましては、学校施設を一部お借りしまして対応をいたしているところでございます。

昨年4月より小学生の全学年が対象となる制度改正が行われ、お預かりする児童数が増加傾向にあります。平成27年度は市内全クラブにおいて417名であったものが、本年度は500名と83名増加しており、今後も児童数は増加するものと考えられます。

これらの状況を踏まえますと、議員御指摘のとおり、早急に増築の検討を行うべきでございますが、下庄小学校につきましては上庄小学校との統合が進められております。上庄小学校と統合がなされますと、児童数がさらに増加しますので、一定規模の増築が必要となります。下庄放課後児童クラブの拡充につきましては、必要性を認識いたしておりますが、上庄小学校との統合を見きわめまして、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、下庄小学校の整備計画と密接に関係しますので、教育委員会部局と十分に協議を行いながら、施設整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、市長は待機児童ゼロを目指しておられますので、支障がないようにはきちんと対応していく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番野田力君。

**○7番（野田 力君）**

御答弁ありがとうございました。

本郷小学校の編入に伴ってでございますが、下庄小学校の将来構想あたりは設置者であります市長部局でしっかり教育委員会に委ねるばかりじゃなくて、教育委員会の意見はもちろん考えなくてははいけませんけれども、設置者ですから、設置者の立場を忘れないようにしてください。そうしないと、教育委員会が土地交渉したりなんたりするやつも、いささか問題があると思いますよ。そこいら認識を持って対応していかないと、それは設置者と管理者との違いだと思いますので、そこいらはしっかり認識していただきたいと思っております。

そして、早目に土地、用地交渉は始まるわけでございますので、関係者に実情をお話しして、そうすれば子供たちのためならばとみんな思われますよ。早く伝えないと。何か時間が過ぎて、もうせっぱ詰まって子供たちに支障を来すようになったっちゃんかなか動かないということは、本当もう行政の停滞だと思いますよ。そういうことがないようにぜひお願いしたいと思っております。

それから、児童クラブのほうでございますが、児童クラブは定員は75名でございますか。私は70名と聞いておりましたから。

**○議長（牛嶋利三君）**

築地原子ども子育て課長。



○子ども子育て課長（築地原良太君）

昨年までは70名としておりました。面積要件が1人1.65平米というのがございまして、施設をもう一回はかり直したところ、75名までは可能ということで、ちょっと5名ふやしておるところでございます。昨年までは70名でございます。（「私のほうには、定員は何名ですかと聞いたら、70名とおっしゃったからですね、70名で」と呼ぶ者あり）

お手元の資料で75名の表をお上げしておるかと思えますけど。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

ぜひこういうふうにして、早目にですね、そうすることによって、親御さんたちが安心して仕事もされますので、そうすることが定住対策につながっていくわけですよ。よろしくこの点はまたお願いしておきます。

以上、いろいろとお願い申し上げまして、ぜひ前向きに対応いただきますよう重ねて、重ね重ねてお願いして終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は9月6日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午後3時30分 散会